

## 自治制度・地域振興調査特別委員会会議録①

### 1 開会年月日

令和7年9月16日（火）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席委員（11名）

委員長	板倉 美千代
副委員長	依田 翼
理事	のぐち けんたろう
理事	ほかり 吉 紀
理事	千田 恵美子
理事	松丸 昌 史
理事	上田 ゆきこ
理事	山本 一 仁
委員	吉村 美 紀
委員	山田 ひろこ
委員	品田 ひでこ

### 4 欠席委員

な し

### 5 委員外議員

議長	市村 やすとし
副議長	高山 泰 三

### 6 出席説明員

佐藤 正 子	副区長
新名 幸 男	企画政策部長
竹田 弘 一	総務部長
高橋 征 博	区民部長
長塚 隆 史	アカデミー推進部長
松永 直 樹	施設管理部長

川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日彦	政策研究担当課長
岡 村 健介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
畑 中 貴史	総務課長
中 川 景司	職員課長
木 口 正和	契約管財課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
吉 本 眞二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕二	スポーツ振興課長
阿 部 英幸	施設管理課長

## 7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査担当	阿 部 隆 也

## 8 本日の付議事件

### (1) 理事者報告

- 1) 地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について
- 2) 文京共創フィールドプロジェクト（B+）の実施結果等について
- 3) 令和6年度内部統制の評価について

### (2) 一般質問

### (3) その他

---

午前 9時58分 開会

○板倉委員長 おはようございます。

皆さんおそろいですので、ちょっと時間前ではございますが、ただいまから自治制度・地域振興調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は、全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

---

○板倉委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 また、委員会終了後、視察、そして研究会について協議を行うために、理事会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の皆さんの出席は必要ありませんので、よろしくお願いいたします。

---

○板倉委員長 本日の委員会運営についてですが、理事者報告3件です。部ごとに報告を受け、項目ごとに質疑を行うことといたします。そして、一般質問。その他としては、委員会記録について、そして令和7年11月定例議会の資料要求についてです。その後は、閉会。以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますよう御協力、よろしくお願いいたします。

---

○板倉委員長 それでは、理事者報告です。

企画政策部企画課から2件です。

報告事項1「地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について」、報告事項2「文京共創フィールドプロジェクト（B+）の実施結果等について」の説明をお願いいたします。

菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 おはようございます。

それでは、資料第1号、地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について、御報告いたします。

本件は、地方分権改革関連法の施行に伴う区の対応を報告するもので、第15次一括法が本年5月16日に公布され、特別区長会において各項目の対応がまとめられましたので、その内

容を報告するものです。

1番、地方分権改革関連法に伴う特別区の対応についてです。

(1)特別区において対応を行う事項は、2つとなります。

アは、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要にすることについて、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正するものです。

改正内容としましては、これまでの住民申請時の住民票の写し添付が不要になることなどや、国の機関や自治体からの郵便等による公用請求が不要となるものです。

この件についての特別区の対応としましては、法の施行期日までに各種例規等の確認、改正を行うことと、必要に応じて所管課で端末の整備を進めるとともに、国に対して端末の整備に係る補助金を要望することとなります。

イは、条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加することについて、地方自治法の改正です。

改正内容としましては、条例公布時における首長の署名方法に電子署名を追加することで、条例公布に係る手続が全てデジタルで完結することとなり、行政の効率化につながるとともに、災害時や感染症蔓延時など登庁が困難な場合においても、条例の公布手続が遅滞なく完結できるようになり、住民生活への影響を低くすることができることとなります。

こちらについては、電子署名による代替を可能とするものですので、電子署名のみとする改正ではございません。

この件についての特別区の対応としましては、電子署名を導入する場合の告示式条例を改正するなど電子署名に係る規定の整備や、環境整備等を行うこととなります。

2ページを御覧ください。

続いて、(2)特別区において対応を必要としない事項は、4つとなります。

アは、地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長できるよう、地方公共団体情報システム機構法を改正するもので、現行、令和7年度末までとされていた基金の設置期限を5年延長する見直しです。

イは、公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大することについて、地方独立行政法人法及び産業競争力強化法を改正するもので、国立大学法人と同様に、公立大学法人による認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資を可能とする見直しです。

3 ページを御覧ください。

ウは、建築基準適合判定資格等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止について、建築基準法を改正するもので、建築基準適合判定資格者や構造計算適合判定資格者の登録申請等について、手続のオンライン化に伴い、都道府県経由の義務付けを廃止とする見直しです。

エは、介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなすなどの手続の簡素化のため、生活保護法を改正するもので、指定介護機関については、生活保護法・介護保険法の両方の手続を要するところ、生活保護法の手続を不要とし、簡素化する見直しとなっております。

続いて、2番、提案募集方式による令和7年度の特別区提案についてです。

特別区からの提案事項は、記載の1件となっております。

高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直しについて、現在、国において対応の検討を進めるところとなっております。

説明は以上でございます。

それでは続いて、資料第2号、文京共創フィールドプロジェクト（B+）の実施結果等について、御報告いたします。

1、事業概要についてです。

スタートアップ企業等の先進的な技術を活用した実証事業を募集し、実証フィールドの提供等を行うものです。

2、行政連携サポートについてです。

こちらは、令和4年10月から通年で募集を行っており、6年度に24事業の事前相談、うち1事業について申込みにつながり、採択いたしました。

7年度は、15事業の事前相談があり、2事業について申込みにつながり、採択いたしました。

6年度に採択した事業については、読書教育のオンライン習い事サービス「ヨンデミー」を活用した文京区育成室での読書推進事業です。

育成室において、読書アプリを活用した読書教育の実証事業を行うもので、幼少期の読書習慣がその後の読書継続につながることから、豊かな読書体験の普及について検証するものです。

なお、本事業については、現在、事業の実証中となっております。

続いて、7年度に採択した事業のうち、1つ目になります。教員の働きがい向上を支援す

る「教師エンゲージメントサーベイ」の実証事業です。

2 ページ目を御覧ください。

教員に特化した内容となりますけれども、エンゲージメントサーベイを実施し、働きがいと職場環境を数値化し、その数値の改善により、教職員を取り巻く諸課題の解決等を目指すもので、職場環境改善に向けた効果検証を行うものです。

2 つ目は、みまもり電池サービス実証事業です。

高齢者の見守りの一環として、センサー・通信機能を内蔵した電池形状のデバイスを使い、有効性の確認と活用度を検証するものとなっております。

7 年度に採択したものについては、現在、実証に向け、事業者と所管課での調整をしているところです。

3、令和6年度資金調達サポートについてです。

昨年4月18日から6月21日まで募集を行い、5事業から提案があり、うち2つの事業を採択いたしました。

1 つ目は、ポップアップストア誘致を軸とした商店街の活性化及びD X実装です。

内容は、ポップアップストア、いわゆる期間限定店舗の誘致を軸に、空きスペースですとか定期イベント、お祭りの活性化を通じて、商店街全体のリブランディング、まちづくりに取り組むもので、事業収益を基に商店街のリブランディング化につなげられるか検証したものです。

今回の検証において、活用可能な空き店舗が少ないなどの事情もあり、事業自体は未実施となりました。

3 ページ目を御覧ください。

2 つ目、文化と歴史の町「文京区」でロケ地 b o t です。

本事業でいうロケ地とは、テレビなどの撮影場所ではなく、自分が知っているいい景色ぐらゐの認識でいていただくとイメージがしやすいかもしれません。

こちらについては、文京区の隠れたロケ地を発掘し、L I N Eを使って Recommendする新しい旅の形を提案するものです。

L I N Eでの簡単な質問に回答するだけで、利用者の志向に合ったロケ地をお勧めし、回遊性が向上するかを検証したものとなります。

今回の検証においては、区内外から多様なロケ地活用アイデアを集め、1か月で約600名がロケ地 b o t にユーザー登録し、100名以上からロケ地の応募がございました。事業者か

らは、新たな官公需用の創出につながる可能性もあると報告を受けております。

また、令和6年度の資金調達サポートについては、いずれも資金調達の目標額には達成を  
しませんでした。

4、令和7年度の資金調達サポートについてです。

今年4月17日から6月20日まで募集を行いました。応募事業者についてはゼロとなりま  
した。

5、今後の方向性についてです。

資金調達サポートについては、目標金額の未達成が続いたことや、今年度に事業者からの  
応募がなかったといったような事情等を踏まえ、今年度で資金調達サポートを終了し、令和  
8年度からは行政連携サポートへ一本化するよう、事業スキームの見直しを図ってまいりま  
す。

説明は以上です。

○板倉委員長 ありがとうございます。説明をいただきました。

それでは、報告事項1「地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について」の御  
質疑をお願いいたします。

松丸委員。

○松丸委員 おはようございます。

私のほうからは、まず2点、お聞きしたいんですけども、特に今回、特別区に関わる件  
で2件ありますよね。その中でまず1点目が、地方分権改革関連法に伴う特別区の対応とい  
うことで、住民基本台帳ネットワークシステムの件なんですけれども、今回のこの対応に対  
して、文京区として、また区民として、どのようなメリットがあるのか、今回の改正によっ  
てですね。ということとまず1つはお聞きしたいということ。

もう一つは、特別区に関わることなんですけれども、イにあります、いわゆる条例公布時  
における首長の署名が、今までは署名だったのが今度は電子署名になるということなんです  
けれども、これ一つは、いろんな意味で危惧する部分というのは、今まで首長が直接直筆で  
やるか、ある意味では、何かあった、これはいろんな、緊急時だとかそういう部分において  
の省略という部分は確かに必要な部分があるんだけど、実際、今度それが電子になった  
場合、これが本当に区長の直筆、首長の要するに本当の意思のあれなのかどうかという、そ  
れもいわゆるセキュリティの問題なんかもやっぱり課題が今後出てくると思うんですけど  
も、その辺はどういう対応を今後されていくのかという、ちょっと2点を確認させていただ

きたい。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、1つ目の住基ネットの関係で、住民に対するメリットといった部分になるんですけども、こちら、今回の改正の中では、主に都道府県事務といったところが多いんですけども、その中で一つ例を挙げますと、介護業務のところでのたんの吸引を行うところがあるんですけども、本来、医者行為であるたんの吸引については、医師で実施するものといったところではあるんですけども、今回、法の改正を含めて、研修を受けて申請をした介護士等については、その認定証を受けて実施することができるんですけども、その認定証を受けるときの申請のときに住民票の写しとかが必要になるんですけども、そういったものの提出が不要になったりするというところで、一部、そういう住民票の写しとかが不要になるといったところが一つつなげられるかなと思います。

もう一点の区に関わるのところの条例公布の電子署名の件についてですけども、最初にお伝えしたとおり、電子署名に全部が変わるというわけではございません。それまでどおりの署名をしていくというのももちろん残していきます。

おっしゃるように、セキュリティの懸念のところについては、国からの条例改正に当たっての留意事項、法の改正に当たっての留意事項の中でも、セキュリティ面についてというところがございますので、こういった形でそのセキュリティが担保できるのか、おっしゃってのように申請というか、区が出しているものというのが確認できるのはこういった形があるのかといったところについては、現在、検討中ですので、そういったところも踏まえて、進めていければと思います。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。まず第1点目の、いわゆる住基ネットに関しては、今回の改正によって、できるだけ提出書類の簡素化というか、そういう部分におけるメリットは、やる側とすれば、非常に、簡素化されることによって、わざわざ書類を取り寄せなくても、ある意味ではそういう資格があれば、それはいくということだということにおいては、かなりこれ、いろんな意味における事務的な部分はメリットがあるんですけども、これはこれで一定程度分かりました。

2番目のいわゆるセキュリティの問題、だからいろんな緊急時の対応というのは当然あるんですけども、やっぱり日常的な中でのその辺のセキュリティというのは、まだまだ課題がはっきり整理されているわけではないと思うので、これは今後の一つの推移を見ながら、き

ちっと安全性が担保され——安全性というかね、担保されるそういうあれは、できるだけやっぱり早くしていくのかと。いわゆるいろんな意味で電子化していくというのは、DXも含めて大事なんだけど、その中で特にセキュリティの問題と、そういう事故が起きないようなことというのは、追い求めていかなきゃいけないので、その辺はしっかりと情報を共有しながら行っていったきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 ほかに。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

まず、私も最初の特別区に関わる場所ですけれども、先ほど松丸委員のほうからどのような事務が対象なのかとかということをお話ししていただいて、特別区の中ではあまり多くないということが分かりましたし、また、それからお聞きしたところでは、新たなシステム開発が必要ないというふうに伺っておりますので、しっかりとその対象となる事業の関係者の方に、利用者様に御周知いただければというふうに思います。便利になりますよとか、こういうふうにも御申請いただけますというふうなことを周知していただければというふうに思います。

それから、2点目の電子署名については、全く、松丸委員がおっしゃったように、セキュリティの問題が最も重要だというふうに思っております、導入予定のシステムの選定や、電子署名に関わる認証管理体制とかセキュリティとか、そういったところが必要になってくるかというふうに思うんですけれども、やはり災害時に使えるというようなこともありますし、それから法改正が行われたので、それで条例改正をしないままであるというよりは、しっかりと法改正に合わせた条例改正のための準備というものを進めていく必要があるというふうに思います。

スケジュールのほうは、今日、情報政策課長がいらっしゃらないので、詳しいところから分からないですけれども、もう少し見通しが立った状態で、今日、御報告いただけたらよかったですんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから3つ目に、提案募集事業についてなんですけれども、提案募集事業については、特別区だけではなくて、複数の自治体から共同提出という形になっておりまして、既に一次の回答が警察庁のほうから出ているということで、警察庁のほうの回答としては、あまり前向きじゃないような回答というふうに、通報時点での自立、養護関係の判断が困難なので、

やはり照会が必要というような話になっていると思います。

確かに、高齢者の方の通報だったりとか保護したりとかということは、日常的に行われているわけで、その高齢者の安全だったりとか、家族の場合もあれば、後見人の場合もあると思うんですけども、と一緒に、高齢者の安全性を確保していくということというのは結構重要なことで、そんなに簡単に簡素化できるものなのかなというのは、私も警察庁の判断に近い感じを持っているんですけども、警察庁がもし、やっぱり難しいですよという話で、この提案募集が事業化されなかったりとか、通知等の改正に至らなかった場合には、どういった対応が考えられるのか伺いたいというふうに思います。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、周知の部分なんですけれども、周知については、今回の法改正の内容を踏まえて、関係所管には伝えていきたいと思います。

また、セキュリティの部分のスケジュールの件についてなんですけれども、特別区の対応方針がまとまって、実際にやっていくというところになります。セキュリティの関連ですとか公告式条例の改正の内容ですとか、そういったところについては精査が必要というところがありましたので、ちょっと今回報告をさせていただいて、見通しの立たない状態というところにはなりますけれども、今後、スケジュールについては精査をしていければなというふうに思います。

あわせて、最後の提案募集方式のところなんですけれども、委員おっしゃるように、簡素化の部分について、今回、特別区長会からの提案という形で出させていただいております。ただ一方で、高齢者の虐待等、命に関わる事情もありますので、今後、国のほうの議論の中で、そういった意見も出てくるのかなというふうには思っているところでございます。

今後の対応がどうなっていくかというところではあるんですけども、仮定の話になるのでちょっとあれですけども、もし今後、国のほうでこの議論が、事業化されない、対応マニュアル等が改正されないということであれば、一旦はこれまでどおり広くやっていく形になるのかなと思うんですけども、そこについては、所管とも調整をしてみたいと思います。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 見通しが立たない状況なんですけれども、スケジュールが分かり次第教えていただけるとか、スケジュールがいつ頃分かるのかとかということが知りたいんですけどもということ。

あとは、そうはいつでも、提案募集方式のほうについては、提案したからには、それだけ現場の声を分かってきてないというような、そういう印象とか事象が起こったということだと思いますので、そういった部分が解消できるようにしていただきたいというふうに思います。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 スケジュールがいつ分かるのかといったところについては、すみません、今、ちょっと、すぐに現状どのあたりでというのが、すみません、お答えできない状況ではございます。そこについては、所管のほうにも確認をした上での御対応をさせていただく形になるのかなと思います。

あわせて、解消に向けては、所管課の対応も含めて、いろいろありますので、そちらについても併せて確認できればと思います。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 まず、電子署名について伺います。

法の施行に間に合うように必要な措置と書いてあるんですが、この必要な措置というのは、具体的にお答えいただけますでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今、いただいたのが、特別区において対応を行う事項のAとI両方ともということでしょうか。まず、Aの住基ネットワークのほうに関しては、改正が必要な規則とか規定とかそういったものがないかの確認をした上で、もし改正する必要なものがあれば、改正をしていくといったところになります。

条例公布のほうに関しては、公告式条例ですとか、あとはシステムの対応だったりとか、そういったところについての対応が必要になってくるということになります。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 まだまだいろんな法の施行の時期も不確定な部分があると思うので、しっかりやっていただきたいと思います。

それで、公立大学の出資なんですけど、23区に公立はないということなんですけど、都立大学はありますか。それで、この出資可能な対象が今まで国立大学だけで、公立大学を認めていなかったのは、なぜでしょうか。また、今回はなぜ認めたのでしょうか。

それと、今、大学が予算が減らされている中で、非常にどの大学も財政上苦しいと思うんですが、それをさらに出資していくという、何のためか、そのメリットというのを確認させ

てください。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、国立大学と公立大学法人の出資対象範囲の差についてなんですけれども、ベンチャーキャピタル等への投資といったところの関係もございまして、まずは制度の成熟度、そういったところを国立大学のほうで図っていった上で、その制度の改正等を踏まえた、実績等も踏まえて、公立大学のほうに範囲を広げていったという形になります。ですので、公立大学法人の出資範囲につきましては、国立大学法人における出資の状況を踏まえて展開をできるように、検討を重ねてきたというところになります。

もう一点、財政についてということなんですけれども、ベンチャーキャピタルですけれども、例えば経済産業省の認定を受けたベンチャーキャピタル等に出資が可能というような形になります。ですので、大学法人の研究成果等を事業化する大学発ベンチャー等への資金供給とかそういったものについて、自己資金でベンチャーキャピタルを設置したりする例も出てきております。これがどういう意図を持っているかという、大学における技術ですとか研究成果を地域へ還元しやすくするために必要ということで聞いてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 始まったばかりなので、何がメリットかはつかみにくいとは思いますが、やっぱりお互いにメリットがないとやっていけないと思うんですけれども、またその辺も見届けていっていただきたいと思います。

それと、特別区提案なんですけれども、ここに明らかに自立とあるんですけれども、どのような要件で自立と判断するのか。

それと、文京区として、今、この通報があったときに、文京区の対応が無駄であったとか、そのようなことが今まではあったのでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 明らかに自立した高齢者というのが、今回の提案の中では、65歳以上で、就労していたりとか、通常の生活を送られている方というのを設定してございます。

また、無駄だということの話ではございますけれども、今回の提案の趣旨の中には、実際に虐待ではなかったという事例も含めて、虐待通報票が来ているということになります。区としては、無駄という言い方はちょっとさすがにあれなんですけれども、そういった情報も必要な情報かなという話もちろんございますので、そういったところに対応しているというところになります。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 明らかに自立と書いてあるんですけど、自立の判断って非常に難しいと思うんですね。たとえ自立していたとしても対応が必要な場合もあると思います。なので、通報があったら基本は行くべき、それが区として、区民を守る行政の責務であることは指摘しておきたいと思います。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私、お聞きしたいのは、提案募集方式による特別区の提案ということでお聞きしたいんですけども、先ほど上田委員のほうからも、共同提案ということでお話があって、共同提案がされたということのようなんですけれども、こういうものというのは、地方分権改革では、地方公共団体に事務や権限の移譲だったりとか、あと義務付けや枠づけの見直しを進めていくというようなものであって、やはり事務効率化を図られるものであると思うんですね。それがひいては区民サービスへとつながっていくものであって、毎年、特別区長会から区のほうに何か御提案がありますかという形で来るわけですよね。

そういった中で、それをどのように、各所管に流していると思うんですけども、聞いているのか。というのは、やはり今も申し上げたように、共同提案というのはあったとしても、文京区独自で何かこれまでに提案されたことが、たしかなかったとお聞きしているんですけども、そういう視点は必要だなというふうに思うので、ちょっとその辺のところ、これからお考えでもいいんですけども、もう少し積極的にやっていくべきなんではないかなというところで、御意見をお聞きしたいと思います。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 特別区長会提案の関係に関しては、企画課のほうから全庁に向けて調査をかけて、地方分権改革の意義も含めて周知を図っているところです。

委員おっしゃるとおり、直近のほうで文京区からの独自の提案という形での形としての案件はちょっと見当たらないところではあるんですけども、先ほどあったように、他の自治体が提出した案件の追加共同提案といったところで、補強して後押しするという取組は例年行っております。

ただ、おっしゃるように、事務の簡素化とかそういったところを含めて、今後の展開は必要かなと思っております。

地方分権改革の提案として投げただけでは、なかなかハードルが高く感じられるのかなと

いうふうには思っているんですけども、そういったところで、自分ごとに捉えられるように、ふだんの業務の中で無理無駄がないとか、そういったところを含めて、日頃から検討していった中で、そういった提案につながっていきけるような形で、今後も検討できればなというふうに思っております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 よかったです。いい御答弁を得られて。そうですね、無理無駄がないかという視点でいいんだと思いますので、どうぞ今後もしっかりと進めていっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

私も、皆様にかぶってないところで、ちょっと1点質問したいと思うんですけども、1の(2)のアのところですね。基幹業務システムの標準準拠システムへの移行についてなんですけれども、開発ベンダーにおけるリソースの逼迫等の事情により、国が移行期間を5年間延長しているところではありますけれども、以前、私も質問させていただいた際に、文京区では、子ども・子育て支援システムと生活保護システムの2業務については、令和7年度末までの移行が難しい状況であるというような御答弁をいただいております。

それで、今後の文京区における、国が定める、特別区が移行しなければいけない18の移行業務の移行についての今後の見通しとか現状をちょっと教えていただけますでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 システムの移行に関しては、おっしゃるように、ベンダーのリソースが足りないというところで、一部、特定移行支援システムということで、5年の期間の延長を図るところがございます。この5年の延長というところについても、国のほうは、5年間かけてゆっくりやっていいよという話ではなくて、この5年のうちに、できるだけ早く標準化を行うようにというところになってございます。

現状に関しては、18業務のうち3業務、先ほど委員がおっしゃった、子ども・子育て支援、生活保護、それから介護の3業務が今、特定移行支援システムの対象となっております。

今後については、さらに3業務を申請する予定で、障害者総合支援、児童手当、児童扶養手当の業務を追加する予定となっております。ただ、先ほど申し上げたように、5年の期間延長というところはあるんですけども、できるだけ早くという国の内容もございまして、所管課としては、令和8年度中にできるだけ終われるようにスケジュールを調整してい

るというふうに聞いております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、おっしゃっていた文京区の現状なんですけれども、前、2業務とおっしゃっていたところが3業務、介護も含めた3業務、プラス3業務を追加されるということで、ちょっと数は増えているところですが、5年間これから延長されるので、区民への影響とか文京区のそういう状況の影響とかも懸念していたところではあるんですけれども、なるべく早く、令和8年度中には移行ができるようにというふうに動いていらっしゃるということですので、こういった状況、今回のこの移行についても、国がもともと定めていたところが、自治体の声で延長が5年間になったということで、今後もどういう状況が生じるかというのは、予測が完全にできるものではないとは思いますが、ぜひ、こういったサービスの標準化を目指していて、それが区民の利便性にも資するようには結局なっていくし、職員さんも、そのシステムが変わることによって、最初のうちはちょっと大変かもしれないんですけれども、そういったものが統一化されることが、今後のDX化という観点では非常に有益なものになってくると思われまますので、引き続きしっかりとよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 それでは、報告事項を終了いたします。質疑を終了いたします。

次に、報告事項2「文京共創フィールドプロジェクト（B+）の実施結果等について」の御質疑をお願いいたします。

品田委員。

○品田委員 B+（ビータス）、もう4年目ですね。なかなかスタートアップ事業、行政と一緒にやるというのも難しいというふうに思います。方針が出て、来年度以降は、行政連携サポートのみということなんです、これまでに視察をさせていただいた飯田橋のGROWTH文京とも連携を取ってという話なんです、GROWTH文京飯田橋との関係は、その後どういふふうに連携をしているのか。

それから、以前にどういう行政の、いわゆる課題のところは何ですかという話を聞いたら、文京区の地域課題の見える化ということで、AIを活用したこととか、あと人手不足がやはり一番の課題だというような話をされていたので、もう少しそういう、課題の中でも行政の足りない部分を絞って、スタートアップ事業と一緒に解決するというような形ができなかったのかなというふうに思っています。

結構いろんなところの自治体で、AIを使ったことをやっている事例がたくさんあります

よね。まねしてもいいかなというふうにも思ったりもしています。例えば、区道の安全性とか、不良箇所を探すのに、パトロールカーにAIをつけて、もう自動的に、走ればその不良箇所が分かるとか、何回も行かなくても、もう瞬時に、通るだけで不良箇所が分かって、改修するとかね、例えばですけど、そういうふうにもう実証しているところがあるというふうに思うんですね。だから、そういうのを使いながらとか、こういう事業はどうでしょうか、逆提案といいますか、こういうところが今、区が困っているの、どこか手を挙げてくれませんかみたいな形のやり方のほうがよかったのかなというふうに、これからはしやるとしても、そういう方法がいいのかなという御提案をしたいのが一つ。

それから、去年の6年度の実績を見ると、坂の多いまちだけちょっと駄目だったんですけど、ふるさと納税を使って。あとは、リアルアバターを使った、公共施設の案内とか、あと、東京医科大学がやった、がんのリスクと幸福度との何か、その辺は寄附金をもらって、その後、順調にいつているのかどうか。この3年、4年のいろんな提案で、駄目だったところはしようがないんですけども、もう少しこの報告の中に、今、そういった実証実験とかしている事業はどうなっているのかというような御報告もあってもよかったのかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、GROWTHとの連携のところについてですけれども、ちょっとそこについては、昨年、お伝えをさせていただいているんですかね……。GROWTH飯田橋との連携について、連携協定等もやっているところもありまして、どういったところができるかなというのは、探っていたというところにはなってございます。

実際に、ちょっと何かにつながったというのは、B+（ビータス）としては、特別、ちょっと今ないのが現状ではございます。

また、先ほど御提案いただいたとおり、他区の実証している内容についてを検討していくのかですとか、逆提案といったところの話になりますけれども、他区で実証しているものについての取扱いとしては、実際、今やっているものの中でもそういったものがあつたりですとか、今回の「教師エンゲージメントサーベイ」は、実際、もう私立学校では実施をしていたりとか、そういったものもございます。なので、全くの新規のみというわけではなくて、ある程度やっているもの等も含めて、審査させていただいているというところにはなってございます。

また、逆提案のところに関しては、今後、どういった形でそれができるのかとか、どうい

ったやり方があるかというのは、ちょっと検討してまいりたいかなと思っております。

また、令和6年度の以前にやっていた事業ですね、そちらの展開についてなんですけれども、昨年9月に一度にB+（ビータス）の報告会ということで御報告はさせていただいているところです。

実際、ここはちょっとB+（ビータス）の課題にもなってくるのかなと思うんですけれども、ちょっと実装にはつながっていないというところにはありますので、そういったところで、一本化するところで、今後、そういうところがどこまでできるのかなといったところは、検討していきたいかなと思っております。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 GROWTH文京飯田橋との関係のところですが、昨年、協定を締結した以降の動きとしましては、経済課サイドのほうで東京商工会議所文京支部と共に、住友不動産株式会社も一緒に、スタートアップの交流会を試行という形で実施を昨年度はいたしました。その中でも56名ほど参加をいただいて、企業間同士、あとスタートアップ同士の交流をそこで一旦やっていたというのが昨年度の実績という形でございます。

また、児童青少年課のほうの事業ではございますが、AQUABASEの実施であったりとか、あとは、スタートアップの補助金を令和6年度から経済課のほうでやっているんですが、その情報もGROWTHのほうにも情報提供して、実際、参加というか、申請をいただいた企業さんもいらっしゃるというような状況でございます。

令和7年度においては、東京都の事業スキームであるんですけれども、アントレプレナーシップの育成プログラム、東京都のスキームを使わせていただいて、小学生向けのアントレプレナーシップ事業、夏のキッズビジョンラボというのを実施いたしまして、16名の小学生の方に参加をいただいて、いわゆる起業家の育成といったところの支援を共に行っているという状況でございます。

○板倉委員長 品田委員。

○品田委員 ありがとうございます。ますますGROWTH文京と連結を強めて。文京区の場合は教育のまちでもある。先ほど子どもたちへのアプローチもあったということなんで、少しずつ進んでいるのはいいんですが、何かもう少し見える化すると、今年の応募の実績がゼロだったというのは、やっぱり実績がないと、何か応募しようかなという気にならないのかなと思っておりますので、やっぱりそういう実績をどんどん見せていくと、文京区のそういった調達サポートも含めてですね——あ、今度は行政の連携ですけども、何か上手に書いてしたほう

がいいのか、ちょっと停滞気味になっちゃったかなと思っていて、なかなかスタートアップ事業って難しいので、あとは、いろんな、文京区は自治体と交流がありますよね、前に盛岡の方とも話したんですけど、やっぱり東京都に出てきたい、東京都で何か関係を持ちたいというのが物すごくありますので、もう少し、そういう自治体連携のところの産業を東京で発展させるために、スタートアップ事業で力を貸してあげるとか、何かいろいろやり方があるのかなと思うので、ちょっと努力をしていただければと思います。

では、しっかり見守っていきます。はい。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 見せ方の工夫といったところについては、今後も検討していければと思います。

また、他自治体との連携についても、御提案いただいたとおり、どういったやり方があるかというのは、今後を含めて検討してまいればと思います。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 5年目ということで、これまでの経緯とか推移を見てくると、結構、ちょっと厳しい質問になってしまうのかもしれませんが、この行政連携においても、資金調達のほうのサポートにおいても、まず令和4年度のときに、最初、資金調達に関していえば、20の応募があったはずなんですよね。令和5年度には9、令和6年度は5、令和7年度が今回はゼロとなってしまったという。

また、行政連携のほうでは、令和6年度が1あった中で1採用で、令和7年度が2あったうちの2の採用ということ。

実際に応募が減ってきてしまっているということ、これに関して、どういうふうに課題と捉えているのか。その辺の背景だったりとか、要因、原因というのは、ちょっと知りたいなというふうに思うんですね。

あと、実際問題、令和4年で始めたときに、資金調達のほう20あったとき、渋谷区では90あったわけですね。もちろん、文京区と渋谷区のフィールドって違うので、一概に比較の対象にはならないんですけども、地域のやっぱり違いってあるじゃないですか。そうしたら、そういうことも踏まえた上で、これまでの4年間って、事業を進めていかなくちやいけなかったって思うんですね。

このように減ってきてしまっていることが、一つお聞きしたいということと、それからあと、資金調達サポートのほうは、寄附を募りますよね。実際に目標金額が、一つのほうは

110万が目標金額であったのが、1万6,000円。もう一つのほうは、350万だったけれど、10万円と、全く届いていない。こういったところに、では本当にこれが、見た人たちがいいなと思えたのかとか、魅力あるなと思えたのか、寄附したいなと思えたのかといたら、ここ結果が出ていますよね、ちょっとそこは感じ取られてなかったと。そうすると、ここで選択した事業、これでよかったんだろうかと。何かそういったところ、私は今回の報告でそこがすごく気になったので、まずそこをお聞きしたいかなと思います。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、B+（ビータス）の応募件数がだんだん減ってきたというところについては、当初、事前相談といった形を設けていなかったりとか、あとは、徐々に事前相談という形で内容を絞って精査していったというところがございます。応募事業の中でも実証になっていないものですかは、事前相談の中でお話をさせていただいて、その提案の部分により強化させていただいたというところで、当初の何でも来いというところから、徐々に少し精度を上げていくといったところが一つ要因としてあるのかなというふうに思っております。

あわせて、渋谷のほうの地域との違いというところではあるんですけども、地域の違いの部分については、おっしゃるような部分ももちろんあるかとは思いますが、先ほどお伝えしたとおり、徐々に事前相談の強化といったところについてもやってきたところで、件数の差というのは、一概に全て地域の差というだけではないのかなというふうには思っております。

あと、資金調達サポートの寄付を募るといった部分についてなんですけれども、やはりおっしゃるように、返礼品に頼らない、提案公募型のガバメント・クラウドファンディングを実施しているというところが一つあるのかなと思います。社会的課題の目的に対して寄附をしていただくということがテーマとなっているので、おっしゃるように魅力が足りないというか、なかなか刺さらないといったところが一つあるのかなというふうには思っております。

ただ、選定をしていく中で、社会的貢献性とかそういったものも含めて審査をしているところですので、実際の事業としては、非常に魅力があるものでもあったのかなというふうには感じているところです。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。こういった数字が減ってきた背景には、事前相談を多く

していったというところというふうに理解しているんですけども、そうしたら事前相談について、例えばそこで何か課題はなかったのかとか、あと、たしか実証試験期間がありますよね、そういったそこに行くまでの、例えば応募から書類の提出だったりとか、そこに行くまでの間とか、実証実施期間をスタートするに当たって、応募してきた人たちが十分な準備をできていていけたのかとかそういったところ、あと、実証試験期間そのものが十分であったのかとか、そういったところを、こちらが思っているのと、提案してきた人たちが描いているのと、その辺の乖離はなかったのかとか、ちょっとその辺も気になるなというふうに思うので、その辺はどう考えているか。

あと、広報の仕方として、今年も3月に、スタートアップマッチングDayというのをやられています。ここでどのぐらいの応募があったのかなというのもちょっと教えてください。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、事前相談からの期間等の話ですけども、まず事前相談の段階で、業者とも所管も含めて話をさせていただいて、どういった形ならできるか、もしくは現在やっているのかどうかとか、そういったところはかなり綿密に打合せをさせていただいて、応募につなげているというところになります。

その段階で、応募後のスケジュール感といったところもお伝えをしておりますので、その実証期間として、資金調達のほうが全く足りないかということ、事業者には事前にお伝えしているので、そこも加味した上でというところになります。

ふるさと納税を使うというところもございますので、どうしても実証期間が、10月から12月にかけて、ふるさと納税を集めてからの実施となるというところが、資金調達としてなかなか難しかったところなのかなというふうには感じてございます。

もう一つ、実証の件数なんですけれども、すみません、マッチングDayの実績のところなんですけれども、今、手元にすぐ出る資料がないので、ちょっと確認してすぐにお答えするようにさせていただきます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 まとめますが、その資金調達する寄附期間、3か月で実際に十分なのかなとかって思いますよね。何かそういったところって、もう少し、1年ぐらいのスパンにして、事業を2年にまたぐような形で、半分ずつずれてやっていくみたいな、何かそういうようにまた変えていくというのはできないのかしら。あ、やめる……。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 すみません、まず、先ほどのマッチングD a yの件数については、9件でした。

あと、今おっしゃっていただいた資金調達サポートの今後のところの部分で、おっしゃるような部分も検討はさせていただいたんですけれども、やはり資金調達というのが、期間の可能性ももちろんあるんですけれども、そもそも返礼品がない中での集まりにくいといったところがより大きな課題なのかなというところがございましたので、そういったところも含めて、今回、資金調達のほうを終了ということで検討させていただいたところです。

（「はい、ありがとうございます」と言う人あり）

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

ちょっと重なるところもあるので、重ならないところなんですけど、B+（ビータス）の、まず「ヨンデミー」の事業に関しては、事前の打合せで、5月から駒本育成で実施しているというのを伺っているので、保護者界限では、これ事業が決まったときに結構話題になったので、9月までやってみての現状どういう反響があるかというのをまず教えていただけますか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今回の「ヨンデミー」の反響というところではあるんですけれども、4月に保護者説明をして、5月下旬から登録をして実施をしてきたところになります。その中で、保護者としても、育成室の学習の時間の中で読書の時間がつくれるということは非常に嬉しいということで、好評いただいているところになります。

実際に現場の先生たちのほうも、子どもたちの反応を見る限り、読み聞かせで教えてあげたりとか、いろいろ変容が見られたということで、そちらについても、驚きと評価の声をいただいているということで聞いております。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

それと、残りの2事業に関しては、実施対象を含め検討中ということなんですけれども、さっき品田委員のお話でもあったんですが、実証実験して実装に至っているのかということで、実装に至っているのが実際ないですというお話だったんですけれども、そこに絡めて、過去の事例に関しては、区内事業者の実証実験をやったと思うんですけど、今回の3事業は、みんな事業者が区外というところで、全部じゃなくてもいいんですけど、一定、文京区内の事

業者の枠というのを設けてはどうかというのは、個人的には思っています、経済課さんのほうでスタートアップ事業、あれは区内事業者さんでやっているのは承知しているんですけども、品田先生がおっしゃったんですけど、実績を見えるようにするというか、こういう実証実験を1年間やって、その後それがどうなっているかというのをフォローアップするのにも、やっぱり区内事業者さんのほうが、経済課さんと企画課さんのほうで連携を取って、その事業が終わった後に関してもフォローはしやすいし、連絡も密に取れるようになると思うので、その辺の検討とかについてはどのようにお考えかというのをちょっと教えていただけますか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 おっしゃったとおり、区内のスタートアップ事業者への支援については、経済課のほうでも実施をしているところです。B+（ビータス）については、広く区政課題の解決を目指すというところが大きな目標としてございます。ですので、そういったところで、区内として絞るということはなかなか難しいのかなというふうには考えてございます。おっしゃるように、フォローアップの関係とか、区内のほうがやりやすいというのももちろんあるかもしれないんですけども、ただ、事業者との連携、連絡というのは密にできるとは思いますので、そういったところで、区政課題の解決を目指すというところで、区内として絞るというところはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 分かりました。ありがとうございます。引き続き、その区内の業者さんに関しては、経済課さんのほうで支援ということで、それは引き続きお願いしたいと思います。

今年のやつも、「ヨンデミー」の分と、事前に伺ったんですけど、みまもり電池、みまもり電池はかなりいい事業になるんじゃないかなと思うので、アフターフォローも含めて、よろしくお願ひしたいと思いますので、お願ひします。

以上です。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 資金調達サポートなんですけど、令和8年度からは、行政連携サポートへ一本化すると思いますけど、このことをちょっと具体的に説明してください。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、資金調達サポートについては、御説明させていただいたとおり、資金調達、寄附金が達成しないといったところですか、今回応募がなかったというところ

ところで、資金調達サポートについては今年度で終了ということにさせていただいております。

行政連携に一本化するということは、現在やっている行政連携サポート、こちらに焦点を絞って、よりどういった形で区政課題のマッチングということは強化できるのかなというところを今後考えていくというところで考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと具体的には、説明できますかね。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 具体的にどういうところをやっていくかというのは、今後の検討にももちろんなってくるんですけども、東京都のほうでも、スタートアップ企業支援といったところもやっています、そういったところの行政職員来館DAYとか出張とか、そういったところで、文京区にその事業者を呼んで話を所管と聞いて、マッチングできるかどうかとか、そういったところも含めて、やり方を検討していければなというふうに思っております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 都のスタートアップ事業なども活用しながら、進めていくというお話でした。それで、このポップアップなんですけど、商店街の活性化を目的で行われたということで、結局、ポップアップストアは、誘致が至らずということだったんですけど、商店街の活性化について、いま一度考えていただきたいんですけど、商店街の活性化は、企業任せではなくて、区独自に行うべきということが非常に必要だと思います。経済課任せにするのではなく、いろんな課が協力して、区の職員が自ら商店街を1件1件訪問する。これは一つの例ですけど、訪問して話を聞いて、今ある商店街が、営業を継続したい商店街が、どのようにしたら継続しているか、何が必要で、そのためにどのような支援が必要かということは今、検討していくべきではないでしょうか、お答えください。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、御指摘ありました、まさに経済課の職員が商店街のほうに行ってというお話ですけども、エリアプロデュースという事業を経済課のほうでもずっとやってきておりまして、それはまさに商店街の中に、委託した事業者と共にではありますけれども、区の職員も入って、商店街の中にある様々な課題であったり、そういったものを直接お伺いして、その商店街を、より発展できるように支援をしていくという枠組みでやっております。キャッシュレス決済の事業、今年度でいえばデジタル商品券の事業など様々な商店街事業をやっ

ておりますけれども、そういった形で商店街のお声を聞きながら、一つの側面だけではなく、実際、現場に行きながらのところで、しっかり支援をやっていきたいというふうを考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 今、商店街が、文京区の中でもどんどんシャッター通りになりつつある。大きいスーパーに押されている、その実態がありますので、ぜひ、地域、地元の商店街を応援していきたいと思いますので、その辺は議員も一緒に頑張りますので、一緒にやっていきたいと思います。

○板倉委員長 ほかに。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

行政連携サポートについては、さっきほかり委員がおっしゃったのもそうだなというふうに思っていて、今、子ども読書活動推進計画をつくっている中で、こういった子ども読書の機会というのを、読み聞かせの機会というのをおつくりになったというのは、もしうまくいくのであれば、ちょっと計画には間に合わないですけれども、事業化とかというのもあってもいいのかなというふうに思いましたし、IoTについては、見守りのほうについては、今回、他会派の一般質問に対しても、見守りの生活支援の一環として、今後、実装可能なんじゃないかというようなニュアンスを区長の答弁から感じているんですけれども、そういった方向に行くといいなというふうに思っています。

一方で、先ほどおっしゃったように、区外の事業者がなぜB+（ビータス）に応募しているのかというところがちょっとよく分からないというか、こういった提案型の事業というのは、例えば都民提案事業とかたくさんある中で、都民提案より少し小粒とかという感じで、私が応募する人間だったら、全部応募するとかという方法もあるのかもしれないですけれども、どういう基準でB+（ビータス）に応募するのかなというのを考えたりもしながらしました。そこをどういうふうにB+（ビータス）の魅力だと感じているのかとか、そういうところは、事業者の確認をなされたのかどうかというのを伺いたいというふうに思います。

実際、この行政連携サポートの部分というのは、都民提案とか、特別区も含めた自治体でやっている区民提案公募事業と似ている趣旨の部分もあるのかなというふうに感じながら見ていました。それがうまくいくと、都民提案みたいな感じになるけれども、というふうに思っているんですけれども、そういった観点というか、意識というのがおありになるのかとい

うことを伺いたいというふうに思います。

それから、これが実装されていくに当たっては、やっぱりお金になる仕組みみたいなものも、エコシステムのなものもつくっていかなければいけない。それが資金調達なのか、区とか公的なところが発注するのかというのはちょっと分からないんですけども、そういった再設計みたいなものを今回一本化するからこそ、この行政連携の部分をもう少し工夫していく必要があるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、区外の事業者がB+（ビータス）に応募してきている要因としましては、先ほど話にあったマッチングDayとかそういったところで、東京都のやっているそういった連携している事業の中で、実際に文京区がB+（ビータス）をやっていますということで、話を聞いてみたい事業者等を集めたときに、実際に来てくれたところから、実際にどうですかという話をつなげていたりしているところがございます。

どういったところで事業者がB+（ビータス）を見つけたかということについては、その場でも確認をさせていただいているんですけども、そこから連絡が来たりとか、ホームページで確認したりといったものが非常に多かったのかなというふうに思います。やはり、スタートアップ事業者とかは、そういったのを結構頻繁に探しているようですので、そういったところから見つけていただいていると、そこから応募につながっているということなのかなと思います。

また、B+（ビータス）の都民提案等に似ているのかということについてなんですけれども、今後、実装とかにつながっていけるような形ができれば、そういった要素も少し加味できるのかなというところで思っております。

今後の仕組み、行政連携に一本化するということについての再設計のところについてですけれども、B+（ビータス）については、今後、実装のところが課題ということではございますので、それがどういった形で実装につながっていけるのか、より課題にマッチングした問題はこういったものになるのかといったところについて、今後、よりよい形にできるように検討してまいりたいと思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。せっかく行政連携という形で、課題解決につながるような事業を提案していただけるということですから、これがうまくいけばいいなというふうに思っています。前からこちらのほうで一本化するのがいいなというふうに思っていたので、

資金調達のほうは、やっぱり意義がなかなか見だしにくい部分もありましたし、実際、実績も上がってないので、こちらのほうをしっかりとやっていくということがやっぱりいいかなというふうに思います。

区民提案の事業に関する請願等もありましたけれども、これいただいたときから、より区民の方に還元できるような事業にするということは、B+（ビータス）の行政連携の事業が、かなり、そういった求めていらっしゃる、イメージされているものに近くて、よりいいんじゃないかなというふうに思っていたので、そういったものとして成長できるといいかなというふうに考えています。

それから、資金調達のほうは、先ほど申し上げたように、やはりちょっと意義が見だしにくかったので、一旦整理されるというのはいいことかなというふうに思います。

また、先ほど品田委員がおっしゃったように、GROWTH文京飯田橋との連携によって、側面的にスタートアップを支援していくということがやっぱり必要だなというふうに思いますので、そういったやり方で、スタートアップへの支援を行っていただければというふうに思います。

その中で、今年、東京都のファーストカスタマー・アライアンスとの連携を文京区が行うということが発表されているんですけども、参画している9団体のうちのひとつというふうに聞いています。そのファーストカスタマー・アライアンスの今後の展望とか、どういうことを目指して、こちらに参画されたのかということを知りたいというふうに思います。

それで、資金調達サポート的な事業をこちらと連携しながら応援していけたらいいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 ファーストカスタマー・アライアンスの参画なんですけれども、東京都のほうで令和6年の12月に説明会等ございまして、その内容を聞いたときに、まさに委員が言っていたように、スタートアップの支援といった視点と、あとは行政課題の解決という、この双方の実績というか、そういったところに寄与する内容かなというふうに考えて、今回、参画をするというような形でございます。

現状は、まだ個別にそういった東京都から提案されるようなものを各課につないでいくというレベルでやっているような状況ではあるんですけども、今後の展望としましては、実際、この政策目的の随意契約制度ですね、現状、文京区ではまだ実績がないというところではございますが、今後、企画部門、あと契約部門、そういったところと横軸を通しながら、

他自治体で先行しているところ、そういったところの情報を収集して、スタートアップ支援の一つという形で、情報収集、検討に努めていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ファーストカスタマー・アライアンスと今後のスタートアップ支援ということももちろんなんですけど、B+（ビータス）と全体との連携みたいなものも、今後可能性があるのかどうか伺ってもいいでしょうか。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まだちょっと、ファーストカスタマー・アライアンスとB+（ビータス）がどういった形で連携できるかというのは全く見えてないところではございます。先ほど経済課長からもお話があったとおり、企画課と契約部門と、あと経済課、経済部門と横串を刺した検討をした中で、どういった形で一緒にできるのかどうかといったところも含めて、今後、検討できればなというふうに思います。

○板倉委員長 ほかに。

松丸委員。

○松丸委員 話、かぶらないようにあれなんですけど、特に今回、資金調達サポートは、ここで今回終了と。応募がなかったの。この報告でも見るように、やっぱりふるさと納税を活用してということで、今、ふるさと納税というのが、返礼品がどうしても先行しちゃっているの、なかなかこういう、いいアイデアはあるんだけど、やっぱりそれをふるさと納税の中でというのは、かなり無理もあるのかなというのがあると思うんですね。

特に、今回の応募の中の、ポップアップストア誘致を軸とした商店街の活性化及びDX実装ということで、商店街の活性化というあれなんですけど、これなんか先日お聞きした中では、商店街の一つの空き店舗を、いわゆる期間としては短期的な、むしろ逆にスポット的な感じなわけですね、これね。そうすると、貸す側としてみれば、やっぱり一定程度の継続性がないと、なかなか商店街の空き店舗を貸すといっても、自分がもし仮に大家であったとして貸すとした場合、それが一定程度の期間の、やっぱり継続性というものがないと、なかなかスポット的に貸すというのも、ちょっと一つ限界があるのかなというふうに思うのでね。

さらに、今、どうしても、商店街なんかも空き店舗が、結構やっぱりいろんなありますよね。私がいる江戸川橋の地蔵通り商店街なんかもそうなんですけど、大体、空き店舗になると、そこに入ってくるところって、中国料理屋かインド料理屋かマッサージ屋がね、大体この3つぐらいが大体なっていて、だからそういう意味では、何か商店街の空き店舗に対す

るあれというのは、また別の方法で考えていかなきゃいけないのか。継続性がどうしても必要なんで、そこがちょっとやっぱり課題があると思うんですけど。

もう一つは、さっきもいろんな人が話していたけれども、後楽の住友不動産がやっている、我々も視察行きましたけど、やっぱり大手の企業なんかは、どこかそういう社会貢献だとかそういう地域貢献という部分においては、何か資金調達はしていくという、そういう気はあるわけですよ。大手に限らず、中小企業の中でも、収益が上がっているところというのは、何か自分として、企業としては投資していきたいという、こういう意欲のある企業というのも、まだまだこの文京区内の中にも、中小企業の中でもやっぱりあるので、そこはだから、今後、経済課とどう連携しながら、こういうあれを育てていくかというのを、やっぱりこれはやっていかなきゃいけないと思うんだけど、この辺の経済課との連携というかね、というのは、どういうふうに今、課題というか、あるのか、ちょっとそこをお聞きしたい。

○板倉委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今回、空き店舗のところも含めてですけれども、経済課とどういった形での連携ができるかということについてですけれども、経済課にも限らずではあるんですけども、B+（ビータス）については、広く課題の解決というところが一つあるのかなと思います。今回、空き店舗という部分については、確かに経済課と事前相談等を含めて連携をさせていただいたところかなと思ってございます。

それ以外の課題についても、各所管、それこそみまもり電池のところは高齢福祉課とか、各所管と連携をして、事前相談を踏まえて連携してきたところではございますので、そういったところの先の部分も含めて、どういった形で行けるかというのは、今後、さらに検討していければなというふうに思っております。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 商店街の空き店舗に係る支援といったところで、経済課のほうで行っているものだと、チャレンジショップの支援事業という形で、空き店舗において出店される方々の家賃助成というのをやっているんですけども、令和6年度は少し件数が少なくて、出店の状況というか、創業の状況があまりよろしくないのかなというふうにちょっと危惧していたところなんですけど、令和7年度においては、今年度、14件の申請があるなど、いわゆる空き店舗における出店を考えている方々も増えてきているのかなというふうに考えてございます。

引き続き、そういった事業の支援を継続してやっていくといったところとともに、先ほど菊池課長のほうからもありましたけれども、スタートアップ関連の事業に関しては、経済課

部局と、あと企画部局、それぞれでいろんな東京都との絡みであったりとか、情報の共有を常に行っているところがございますので、その中で次のステージへの検討といったところを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。ぜひ、その辺は連携を取りながらお願い……。全庁的に、さっき言ったように、見守りというのは高齢者の部分なので、特に今、やっぱりこれからの一つの課題としてのものは、介護事業というか、この辺も大きな一つの国の課題でもあるし、特に先日この介護事業者とのいろんな意見交換会なんかをやる中で出てきた例というのは、文京区の中で介護事業を展開していくというのは、非常に家賃が高い、困難な一つの課題があると。まして介護事業者なんていうのは、一定程度、みんなそこにいるスタッフというのは、みんな自転車でいろんな訪問したりとかというふうになるから、どうしても一定程度の自転車置き場というの必要だと。そうすると、なかなか、文京区の中で、一定程度のそういう自転車も置いて、そういう場所というのは家賃が高い。だから、どうしてもお隣の区に行っちゃうとか、こういう課題も、今現実、介護事業者なんかはあるわけですね。

ですから、そういった全庁的にいろんな、それぞれの課が抱えている課題をしっかりと、こういう文京区のやっているこの事業の中にうまくマッチングできるとかいう部分をしっかりと見いだしながら、展開をしていっていただきたいかなと。

やっぱりある程度、こういった事業というのは、一定程度の期間が必要なわけですね。ちょっとやってみて駄目だったから、ではもうこれで終わりですよというのでは、どうしても僕は、こういう事業をやるには、継続性というものがやっぱりある程度、まあ波があるから、必要な部分があるのかなということなので、その辺は、何が課題なのかということ整理しながら、令和8年度、これから決特を迎え、また来年度予算の編成に入っていきますけれども、その中でやっぱりしっかりとこの事業を温めていってもらいたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○板倉委員長 そのほか、ありませんか。はい。

それでは、報告事項2の質疑を終了いたします。

続きまして、総務部総務課から1件です。

報告事項3「令和6年度内部統制の評価について」の説明をお願いいたします。

畑中総務課長。

○畑中総務課長 それでは、令和6年度内部統制の評価につきまして、御報告させていただきます。

資料第3号を御覧ください。

概要でございます。

地方自治法の規定に基づく評価を行いまして、このたび内部統制評価報告書及び同附属資料を作成したものでございます。

2番、評価の対象とする事務でございますが、財務に関する事務及び個人情報に関する事務でございます。

3、評価報告書等につきましては、別紙のとおりでございますが、この評価報告書等につきましては、今後、区のホームページで公表してまいります。

続いて、評価の結果でございます。2ページ、内部統制評価報告書を御覧ください。

項番の1、内部統制の整備及び運用に関する事項及び項番の2、評価手続につきましては、記載のとおりでございます。

項番の3、評価結果でございますが、このたび運用上の重大な不備を2件把握したことから、区の財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制については、評価対象期間において有効に運用されていないという判断となりました。

項番の4、不備の是正に関する事項でございます。

1点目は、予算流用手続における不適切な事務処理事案でございます。

本来行うべき上司への協議を怠り、自らが調達した上司の印鑑を流用申請書に押印し、決裁が完了したように偽装したものであるということで、区に対する信用を大きく失墜させたものであるということでございます。

是正措置といたしまして、流用申請書の決裁を紙回議から電子回議に変更することで、事務の効率化を図るとともに、印鑑の不正使用を防止してまいります。

2点目は、個人情報に関するもので、区立中学校において、生徒用タブレット端末でアクセスできるサーバー内に、在校生84名分の個人情報を含むファイルが格納され、閲覧可能な状態となっていたということで、是正措置といたしましては、全ての区立学校の校務用パソコンについて、ファイルの移動を制限する措置を講じたということでございます。

4ページ以降につきましては、評価報告書に係る附属資料でございます。

第1の評価の概要につきましては、こちら区民の皆様に分かりやすいよう、評価対象、評価方法、有効性の判断等について、まとめて記載しております。

次に、5ページの有効性の判断でございますが、こちら枠囲いになっているところですが、こちらは内部統制の不備及び重大な不備について説明した内容でございます。

重大や不備に該当するか否かの判断でございますが、こちらに記載のとおり、業務の特性に応じて影響度等を検討し、個別に判断を行うということでやってきておりますが、その際の目安といたしましては、アからウの3つの観点をもって検討することとしております。令和6年度からは、それぞれの観点ごとに具体的な指標を設定したところでございます。

次に、6ページから9ページにかけては、全庁的な内部統制に関する事項でございます。こちら、6つの基本的要素ごとに取組状況を記載してございます。

項番の2の(1)統制環境についてでございますが、令和6年度におきましては、従前の「文京区職員育成基本方針」を「文京区人材確保・育成基本方針」として改定いたしました。

また、管理職を対象としたリスクマネジメントの研修や、訴訟事例に学ぶ業務改善をテーマとした法務研修を行いました。

以下、9ページの(6)までの取組状況を踏まえまして、全庁的な内部統制の評価については、不備なしということで判断してございます。

続いて、業務レベルの内部統制についてでございますが、こちらは、各部署において重要性が大きく優先的に取り組むリスクをリスク評価シートというものに記載して取り組んだものでございます。

10ページの2番、取組件数でございますが、こちらは実際に不適切な事案が把握された件数ではございませんで、各部署で年度ごとに取り組むこととしたリスクの件数ということになります。

業務レベルの内部統制に関する評価につきましては、12ページの項番4でございます。

(2)整備状況の評価結果でございます。

整備上の不備につきましては、9件で把握をされております。

次に、(3)運用状況の評価結果でございます。

運用上の不備は、延べ27部署において把握されております。内容につきましては、13ページの表に記載のとおりでございますが、このうち1件が、先ほど申し上げました重大な不備に該当する事案となっております。

最後、15ページ、(4)その他の不適切な事務事例でございます。

こちらは、リスク評価シートに記載していなかったリスクに関わる不適切な事務事例ということで、延べ6部署において把握されております。

内容につきましては、15ページの下の表のとおりでございます、このうちの1件が重大な不備に該当する事案ということでございます。

17ページ以降につきましては、別紙として「内部統制に関する方針」などを添付してございます。

御報告は以上でございます。

○板倉委員長 報告事項3、説明をいただきました。

それでは、質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

運用上の重大な不備について、御報告いただいた財政課の案件について、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

現在、警察が調査中ということで、警察が調査をして、警察が把握している事実関係を、私自身が実際に把握しているわけではありませんので、言葉選びを私も慎重にしなければいけないというところはあるんですけども、有印公文書偽造罪、そして同行使罪の構成要件に該当し得る重大な不正行為であると予測をしております。この2つの犯罪は、非常に法定刑も重い、本当に重大な犯罪なんですね。

それで、このような事態が生じるということは、文京区における社会的な信用にもかなり影響してしまうと思われまますので、今後このような事態が二度と発生しないように、庁内のシステムも再度しっかりと見直してほしいと思っております。

当事者である職員の方なんですけれども、1か月の休職という懲戒処分を受けているようなんですけれども、御本人は恐らく、現在、警察の取調べ等も応じているのではないかと予測しております。そこで、最終的に警察が判断を下した際には、その判断内容に応じて、再度の懲戒処分が必要な場合は、懲戒処分を行っていただければと思っております。周囲の方の目というのもありますし、内部の緩みにもつながってまいりますので、厳格な判断をそのときにはお願いしたいと思っております。

ところで、ちょっと話は変わるんですけども、流用申請書の決裁を紙回議から電子回議に変更することにより、事務の効率化を図るとともに、印鑑の不正使用を防止することなんなんですけれども、そのことによりまして、一定の効果も生じるかとも思われるんですけども、しかしながら、一方で、より隠ぺいされやすくなるというようなりスクも、懸念もあると感じております。

今回の事案については、最終的には当事者の方のコンプライアンスの問題であるとも思われます。つまり、職員一人一人のコンプライアンスの醸成をどのように図っていくのかということが全庁的に問われているのかなと思っておりまして、全庁的にコンプライアンスの徹底をいま一度図っていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。今後の取組について教えてください。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 最初の部分ですね、警察に係る部分について、少し整理をさせていただくためにお答えさせていただきます。

現時点では、当然、委員おっしゃるように、ちょっと捜査に関わる可能性があるため、詳細な内容を私も申し上げることはできないんですけども、警察に相談をしている段階でございます。相談自体は、既に7月の段階で開始をしているところでございます。

今、私どものほうも、今回の不適切な事務処理の内容であったり、内部調査をした結果であったり、懲戒処分を行っているというような内容等はお伝えをしているところでございます。

今後、必要な書類だとか、そういったようなところも、サディクションがあるというふうに考えているところでございますが、今後、警察のほうの相談というところで、体制が整いましたら、速やかに法に基づいた適切な措置を講じていこうというような段階でございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。まず、前半の警察のところなんですけれども、今、警察に相談されているということで、調査と相談の言葉尻の違いがどのぐらいのニュアンスでおっしゃっているのか、ちょっと分かりかねましたけれども、そうやって今、警察が動いてくださって——動いてというか、一緒になって考えてくださっているということは、理解できました。

先ほど言っていた不適切な内容として、内部調査も行って、懲戒処分も行っておられるということで、7月ぐらいに、たしか懲戒処分、1か月の休職ですかね、やっておられましたよね。個人的な見解としては、こういった重大犯罪的な——犯罪かどうかというのは、調査の結果次第なので、私も今、下手なことを言うのも、ちょっとその方の名誉棄損とかにもなり得るので、言えないんですけども、1か月の懲戒処分というのは、あまりにも何か軽いというか、そんなものなのかなというふうな認識は受けてしまったんですけども、ただ、

実際、今、事実関係も把握した上で、今後、警察が最終的な判断を下した後で、しっかりと——本当は懲戒処分って、同一事案で何度もしてはいけないというか、通常は1回で終わらせたほうがいいので、調査が終わってない段階で懲戒処分をしてしまうと、同一の事案で、一つの実事関係で何度も処分されてしまうというのは、ちょっといかなものかとも思うんですけども、最初の処分というものが1か月ということで、1か月の休職という、ちょっと社会的に見ると、でも実は、ほかの自治体のいろんな案件とかも私も調査したら、案外、処分例というか、いろいろ調べたら、1か月とか、休職が何か月とかが多かったので、そういうものなのかもしれないんですけども、一般人の認識としては、こんな軽いものでいいのかなと感じてしまうところはあるので、そこは、警察がしかるべき判断を下した場合は、ちょっと厳格な、周りの、例えば職員の方とかを信用してないわけではないんですけども、こういったことで、このぐらいの処分が終わってしまうんだというような感覚が庁内に広がってしまうことは懸念しておりますので、ぜひそこは厳格な判断をしていただきたいと思っております。

そして、後半のコンプライアンスのところ、よろしくをお願いします。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 内部統制という観点から申し上げますと、今まで文京区においては、リスク設定というところで、今回のような偽造ですとか、そういう違法といわれるようなものについては、設定をしてこなかったという状況がございますが、今回こういった事例が発生してしまったということもございますので、今後は、書類の偽造であるとか、先ほどございました隠ぺいであるとか、そういったこともリスクの一つとして捉えて、内部統制については取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

それから、職員のコンプライアンス意識の徹底ということなんですけれども、これは今回の内部統制の評価を受けての対応ということとでも書かせていただいておりますが、職員向けの研修ということで、今回の事例なんかも踏まえまして、材料といたしまして、職員に対しては、こういったことは当然ないように、法令遵守ということについては改めて案内をしたところがございますし、懲戒処分がされたときには、全庁の職員に向けて、通知の文書も出ておりますので、そういったところを繰り返しやっていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今までこのような、ちょっとまた、警察に

相談中なのでちょっと言えないですけど、さっき不正と言ったんですけど、本当は違法と言いたかったんですけども、違法なこういった行為を、通常、想定はしてないはずなんですね。職員の方を善解したいところもありますし、ここまでの行為を普通はするなんていうことを想定を最初からするというのは、信頼関係がかなり最初から破壊されているようなものなので、そこは理解はしております。

なので、今後、ここまで、しかも印鑑を、何か同じ印影じゃなくても勝手に偽造して捺しているという、ちょっと不思議というか、あり得ない案件ですけども、そういった案件があったということで、今後、リスクの一つとして、そういった方はあまり現れないとは思いたいんですけども、ぜひ、内部統制的にも、こういう案件、あと電子回議とかも、そういった決裁をする方だけがログインパスワードとかいろんなものを知っていれば防げるのかもしれないんですけども、人によって、そういったものを知り得てしまって、何かをしてしまった、いろいろと電子的にやってしまう可能性もありますし、ここまでくると全てを疑ってしまうというか、全てをリスクの一つとして考えていかなければいけないぐらいの事案になってしまっているのです、そこはしっかりと考えていただきたいんですけども。

で、職員向けの研修とかも、今、全庁の職員向けに改めて案内をしてくださっているということで、内部統制通信みたいなものとかでも何か公表されたんですかね、されているかもしれないんですけども、そういったものをやっていただきたいんですけども、あと、コンプライアンスの今までの研修とかも実はやっていただけ、こういう事態が起きてしまったということで、我々はやることは全てやっていたんだという思いもあるかもしれないんですけども、ただ、自分が想像する先を想定しなければいけない時代になってきたのかもしれないので、そこはしっかりと考えてやっていただきたいと思っております。

なので、コンプライアンスの徹底というところで、今回の事案に限らず、こういった、普通、多分、今までの管理職の方々が想定してないような、多分これは誰も想定してなかったと思うんですよ、そんな勝手に印鑑を作ってなんていうことは、普通に公務員がやるものだと誰も思わないと思うんですよ。だから、そういうところも、リスク管理というところでは、こういう犯罪行為も発生するかもしれないって、細かく細かくちょっと細分化して考えていって、そしてそういったことがあったときにどうすればいいのかというのは、上層部ではちょっと考えて、しっかりと研修を再度していただければと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、御指摘いただきましたとおり、これはもう決して個人の事故ということで片づけることなく、組織として対応していくということで、組織のガバナンス強化ということには引き続き努めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 重大な不備となった内部流用申請偽造について、まず伺わせていただきます。

まず、流用というのは、予算の不足を補うための例外的な手段であるために、原則としては認められるべきではありませんし、あくまでも必要不可欠な最小限に留めるべきです。

そこで、最初に伺いたいんですが、内部流用の件数を令和2年度から6年度まで何件か、年度ごとにお答えください。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 まずは冒頭、今回の私の管理監督の甘さでこのような不祥事が起きたこと、深く反省をしております。本当に申し訳ございませんでした。信頼回復に向けまして、再発防止、取組、進めていきたいと思っております。

御質問にお答えします。流用件数ですけれども、まず令和2年度が約1,300件、令和3年度が約1,200件、令和4年度が約1,400件、令和5年度が約1,500件、令和6年度が約1,400件となっております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 令和7年度については、いかがでしょうか。今年度。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 令和7年度につきましては、今現時点で把握している件数としましては、約250件となっております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。行政情報公開でこのように131件、全て確認させていただきました。一番高額なものは、根津小学校プールの塗装やその他改修工事で4,459万8,000円で、2,000万円以上のものも複数件ありました。

13名の印鑑が捺してあります。この中で誰の印鑑を偽造したのでしょうか。それと、偽造印鑑による流用申請書は、どのような経緯で財政課のほうで発覚したのでしょうか。また、発覚しなければ続いていたのでしょうか、伺います。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 偽造印鑑につきましては、今、警察に相談中ということもございます。プレス発表したとおり、1人ではなくて複数人の上司の印鑑を偽造したというところの答弁にとどまらせていただきます。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、どのような経緯で発覚したかになりますけれども、当該事故を起こしました職員の異動が完了した4月に入りまして、それまでちょっとなかったはずの流用申請書が発見され、また、私が持っている印鑑の印影と違うものが捺されていたのが分かったと、そういったところが事の発端となります。

また、その後に、書類に捺された印鑑が偽造されたことが次々と発覚し、併せて事故者へのヒアリング、そういったところから、今回、プレス発表しておりますけど、その内容が判明したものとなっております。

また、もう一つの御質問で、発覚しなければ、このようなことが続いていたのではないかという御質問ですけれども、御指摘のとおり、書類が発見されなければ、さらにこの不正が続いていたというところ、可能性を否定することはできないかなと考えております。こうしたことを二度と繰り返さないためにも、引き続き、決裁の電子化とかそういったところを進めていきたいと考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 このような行為を1人で実行していたのでしょうか。もし、複数名関わっていたことも考えられるとは思いますが、その辺、お答えいただきたい。

あと、各部署には担当者がいると思うんですけれども、事が起きるたびに、いろいろリスクが起こるたびにダブルチェック、ダブルチェックということはずっと言ってこられたんですけれども、これはもし単独行為であったら、なぜ単独行為にダブルチェックが入らなかったのかということ。

それと、1年を超える期間、主査、課長に流用の相談、会議がない状況に疑念を持たなかった点には、管理監督のリスクが問われると思います。管理意識が希薄だったのではないのでしょうか。そして、個人の責任、本人だけの問題ではない、組織の問題として原因を解明し、対策を考えるべきだと思います。

以上、伺います。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 本人へのヒアリングとか状況から、やはり事故者本人が単独でやっていたと、

そういうふうに今は考えております。

それから、1年間なぜ見つけれなかった、長い間見つけれなかったかというところですけれども、繰り返しになりますけれども、私の管理監督の甘さ、それから事務処理手順の不備、そこがやっぱり一番の原因かなと考えております。その上で、今回、当該職員が事故を起こして、書類が、一番は発見ができなかったと、そういったところが課題となっておりますので、電子化を進めるとともに、また、電子化を取り入れるまでは、流用申請というのは、所管から担当者が単独でその書類を受け取るんですが、電子化するまでの間は、複数人チェックでその書類を受け取るような体制を整えていきたいと考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 自らが調達した上司の印鑑を流用申請書に押印し、決裁が完了したように偽装したということなんですけれども、動機は何でしょうか、お答えください。その方の動機ですね。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 私どものほう、服務監察等を行っているところでございますが、本人としては、上司になかなか上手に説明ができないというようなところがあって、こういった行為に及んだというところまでは聞いてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 先ほど有印公文書偽造という言葉も出てきましたけれども、これは刑法159条で、行使の目的で、他人の印章や署名または偽造した印章や署名を使用して、公務で作成すべき文書や画像を偽造した者は、3か月以上5年以下の拘禁刑となっています。

この行使の目的というのは、目的、非常に大事なことでありまして、偽造または変造された文書を本物の文書であると誤信させて、その効用を役立たせるという目的ですね、行われなくても、その効用が果たせなくても、その目的があれば、行使の目的ということになってくるんですけれども。

あと、偽造を行った職員の方の処分は、停職1か月とプレス発表で発表されています。ということは、区としては、この件を重大な不備にとどまり、刑法上の有印公文書偽造とは判断しなかったわけなので、先ほどの処分は、ちょっとダブルなんですけれども、なぜ、刑法上とは違う結果で、停職1か月としたのでしょうか。

あと、行使の目的と結局判断されなかったと思うんですけれども、行使の目的と判断しなかったのは、つまり動機が重要なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず、今回の処分と、あと刑法上の犯罪とは別ものということです。あくまで服務上の事故ということで、停職1か月という処分を科したもので、それとは別に、今、警察に相談をしていると申し上げたところでございますが、今後の動向によっては、刑法犯として起訴等させるという可能性はございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。この予算流用申請書の偽造は、公文書偽造にも当たりますし、刑事事件にもつながる重大な問題です。それが1年を超える期間続けられた。是正措置はここに書かれてありますけれども、絶対にあってはならないこととは思いますが。

1990年代の最初の頃までなんですけど、決算委員会が終了後、5時以降にこの流用申請書と領収書が閲覧できていました。その閲覧により不備も確認できたことも聞いております。この流用申請書と領収書の閲覧を再開するべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○板倉委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 決算等の資料については、正副委員長会ですとか理事会、それから委員会を経て、こういった資料が提出されるということが決まっているというふうに認識をしております。当然、そういった中で、申請がなされて、理事者側のほうでそういった資料を出すということになれば、出てくると思いますが、そういったことも含めて、議会の中で御議論いただいた上で、必要に応じて理事者側をお願いするという形になろうかと思えます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 では、再開があり得るということも、可能性があるということですかね。

○板倉委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 すみません、繰り返しになりますけれども、まずそういった資料を要求するというので、議会の中で議論いただき決定いただいた後に、区側にそういった資料を出してほしいということをお願いする、協議をするという形になろうかと思えます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 では、内部統制全体について、内部統制について質問いたします。

内部統制は、2020年度、令和2年度から、市町村長については努力義務として規定されたものです。それで、この財務に関する事務リスクの支払い遅延、支払い漏れなどの不備は、制度が始まった2020年は245件でした。その後、2024年は292件と、改善されるどころか、47

件も増えています。

個人情報に関する事務リスクも、2022年度は66件でした。その後、またどんどん増え続けて、2024年度には107件あります。内部統制という制度が規定されたにもかかわらず、改善しないのはなぜでしょうか。

また、同一部署で同一の不備が複数年度にわたって発生しています。なぜでしょうか。毎年、監査委員会が行われております。内部統制制度が2020年、令和2年度から始まり、監査委員も令和3年度から始まっております。その監査委員会でも、同一部署で同一の不備が複数年度にわたって発生していると指摘しています。

それで、もう一つ提案なんですけど、単年度の報告だけでは分かりにくいので、年度、部署ごと、令和2年度から始まったこの制度で、どこのような部署で、どのような不備があったか、件数だけでもいいんです。そのことを一覧表にさせていただくと、また非常に分析しやすくなると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 最初に数字を挙げていただいたものなんですけれども、恐らく不備の発生した件数ではなくて、各所属のほうで設定しているリスクの件数のことかと思っております。そのリスクについては、もともとこの資料にもついてございますが、リスク例の中から各所属のほうで抱えている事務の内容を踏まえて、リスクを選定して、あらかじめ年度当初に設定をするというものになってございます。

実際に不備の件数も減っているかという、なかなかそういう状況にはなっていないというのも事実ではございますが、先ほど挙げていただいた数字については、そういうことかというふうに認識しております。

それから、同一部署の複数の発生ということなんですけれども、今回、重大な不備として分類しました区立中学校のタブレットの件についても、これ実は昨年度も同様のことが起こってしまっておりまして、昨年度は重大な不備ということでの整理はしていなかったんですけれども、今回、2年続けて発生してしまったということもございまして、重大な不備ということで整理をしたものでございます。

当然、同一部署でということであれば、なお一層引き締めて、二度と起こらないようにということは、取り組んでいただくことはもちろんなんですけれども、その発生した部署だけではなくて、全庁でもこういうことが起こったということを共有することで、自分たちの部署では絶対こういうことを起こさないということを各所属のほうで取り組んでいくというこ

とが必要かというふうに認識しております。

また、部署ごとの件数ということでございましたけれども、これ特定の部署を何かランキングといいますか、そういうものを出してというのは、本来の内部統制の趣旨とはちょっと違って来るかなというふうに思っております。起きた事例ということは、横展開して、全庁で共有をした上で、ほかの部署で起こったことを自分のところでは起こさないというような意識を全ての部署が持って取り組んでいくということが大事というふうに考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 監査委員会の記録を初回令和3年度から全て確認いたしました。それで、監査委員会でも支払い遅延や個人情報の誤送付について、毎回——毎回です。このことは毎回指摘がされてきました。それで、一番最近の令和7年度8月20日の監査委員会では、区は今回、重大な不備とされた事案のみならず、支払い遅延や誤送付の従前から指摘されている不備も含め、各課が我が事として、発生要因の検証と具体的な再発防止策を共有し、同様の事案を繰り返し発生させることがないように、喫緊の課題として内部統制に取り組まれないと指摘しています。先ほどお答えいただきましたけれども、ダブリますが、このことを非常に強く受け止めていただきたいと思います。

そして、同監査委員会では、不備が発生した部署の翌年度のリスク評価シートにおけるリスク対応の整備状況、自己評価の活用などが不十分で、当部署が具体的な対策を行ったか否か明らかではないと評価しています。これでは内部統制の運用そのものが意味のないものになってしまいます。今後の改善、是正及び回避、どのようにしていくのでしょうか、伺います。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 現在、このリスク評価シートは、国から示されたガイドラインに沿ったもので運用しておりますけれども、監査委員からの御指摘も踏まえまして、必要に応じて改善を図ってまいりたいと考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 監査委員は非常に厳しく指摘していますので、ぜひその辺を改善していただきたいと思います。やはり、こういう不備を繰り返している、重大な不備に関わる——今回の不備にかかわらず、不備を繰り返しているということは、慢性的な職員不足、職員が育成できてないということも考えられるのではないのでしょうか、伺います。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今回、不適切な事務事例ということで出てしまっておりますが、必ずしも人が足りないということが原因というふうには考えておりません。人を多くすれば改善するかというふうには思っておりませんで、やはり一人一人がしっかりその事業の内容を理解して、当初設定したマニュアルですとかチェックリストですとか、そういったものをしっかり守ってやっていくということがまず大事なことであるというふうに認識しております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 内部統制が規定されて、毎年報告書を作って、報告書を上げて、内部監査委員で評価しているという、そういう流れもありますので、やはり職員の不備、リスクはしっかりと是正して行っていただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 内部統制の取組について、お伺いをいたします。

内部統制につきましては、令和2年4月からですかね、始まったんですか、文京区は。と思うんですけども、他自治体ですと、2011年から静岡市であるとか、13年、14年から大阪市とかでやっているかと思うんですけども、実際に取組として文京区がやっていることは、方針や指針を示したりですとか、取組全般の整備、運用の概要の報告をいただいたりとかというところと、あと、やっぱりリスク評価の選別と、それから優先事項のつけ方というところで、いろいろ、るる説明いただいているところではありますけれども、今あるように、やっぱりそのリスクの部分が大きくなってきているのかなというふうに思っております。その部分で、システムをつくって、これを守ってくれば、しっかりと内部統制として、いわゆるミスが防げるようになるとか、次回に生かして、どんどん庁内的にそういったシステムが洗練されていくというのが一つあるかと思うんですけども、それと同時に、やっぱりリスクの部分で大きいのが、システムのミスなのか、今、話があるような、人、運用する人間のところでのミスが出てしまうのかというところがあるかと思えます。

今、事故というふうにおっしゃってございましたけれども、例えばタブレットの部分では、2年連続起こっているということで、課長から御説明があったんですけども、こういった部分では、そのシステムを変えれば防げるのか、それともやはり人の部分の認識であるとか、コンプライアンスの部分をもっと教育しなければいけないのかって、どういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 やはりシステム化を進めるとしても、当然、それを操作する人の意識というのが一番大事だというふうに考えておりますので、一人一人の職員がその職務に対しての理解を深めていくということが大事だというふうに思っています。

一方で、人がやることですので、どうしてもうっかりということは起こってしまうんですけども、その部分については、システム化をすることによって一定防いでいけるのではないかというふうに思っておりますので、人の意識の部分とシステムの部分と両方並行して進めていくという考えでございます。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 では、具体的にそのシステムの部分についてお伺いしたいんですけども、その人の間違いをなくすということで、令和2年から運用が文京区でも進んできていて、実際にこの部分を改善したから人のミスが防げたところと、それから他自治体の事例なんかを参考にして取り入れた部分、要するに今、課長がおっしゃった、人のミスを少なくする、もしくは確認をするためにやっている具体的な取組というのは、今回の報告書ではありますか。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 個別の部署における事務の流れについては、すみません、私も全て把握はし切れておりませんが、今回、全庁的な取組ということで申し上げますと、メールの誤送付ということでの事故が6年度も幾つか出ていたんですけども、メールを送るときに宛て先の部分ですね、BCCということで、ほかの方に別の方のメールアドレスが分からないようにするとか、そういうようなものについては、今、情報政策課のほうでシステム改修の検討をしているということで聞いております。

それから、財務会計につきましても、支払い遅延ということで、起きないように。これは会計管理室が今、中心となって、システム的な対応ということも検討している最中ですので、そういったものが導入されることで、全庁的に効果が出るというふうには考えております。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 一つ一つの部署につきましては、個別でやっていただくということは大切かと思うんですけども、やっぱりミスをなくすために、人を——やっぱり人がやるとどうしてもミスがあるというのは、おっしゃるとおりなんですけれども、それをなくすためにシステムをつくって、そのシステムを運用して、それを使っている人がまたミスをするということだと、やっぱりどこかでシステムの見直しも起こるかと思うんですけども、そういった部

分について、内部統制、毎年その御報告をいただいている中で、抜本的に見直しをしているのか、前年のを少しずつ変えているのかというのは、やっぱり毎年しっかりと見直しをするという形でつくられているということですか、その内部統制の今おっしゃったその部分も含めてというのは。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、私が例として申し上げたメールの送信ですとか、財務会計システムのことは、いわゆる抜本的な改革というふうに考えております。それまでは、各所管のレベルで同じことが起こらないようにどういうふうにやっていくかということで努めてきたところなんですけれども、なかなか全庁的に見ても減っていかないということで、これは抜本的な改革が必要だということでやったものでございますので、今後もそういった抜本的な改革が必要なものについて、随時取り組んでいくということでございます。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。よくある事務処理のミスみたいなのは、いわゆるコンピュータウイルスに感染してしまったであるとか、それか今、個人情報の流出であったりとか、あとは備品の管理のところ、ちょっと杜撰に、チェックが甘かったりとか足りなかったり少なかったというのがあるかと思うんですけれども、そういった初歩的なところも含めて、今、庁内では、全課的にやっぴらっしゃるという認識でいいんですか。今、課長がおっしゃったメールの間違ひは、全庁的に、ほかの全部の課にも通しているし、そういった例えばウイルスの感染とかも――逆に、ウイルスの感染というのはありましたか。コンピュータウイルス、なかった、大丈夫。分かりました。それが御報告なかった、事案がなかったんだと思うんですけれども、ではそういった取組を全課的に、一つの課でこういうことがあったから、ではほかの課でも注意するようにしようねというふうに取り組まれているということによろしいんでしょうか。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 一つの部署で起こった事例については、職員の機関紙等を活用して、横展開をして、庁内で共有をしているというところでございます。その取組は、令和2年度、制度開始当時からやっているところでございますので、それについては引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

まず、内部統制について、資料の分かりにくさについて、評価報告書の分かりにくさについて、まず指摘させていただきたいというふうに思います。

まず、いろいろガイドラインとか条文を引用しているのは全然いいんですけども、いいとはいえ、ここから全部書き始めるのかということもそうですし、リスク等を表にしているのに、重大な不備、運用上の不備、整備上の不備とか細かく分けている割に、これをちゃんと表にしてないので、直感的に何が起こったのか分からないようになっている。それを説明文の中に溶け込ませていて、何が起こったのかというのを、読めば分かるんですけども、ぱっと見て分からないようになっていて、重要なところから分かるような形になっていない。これは、やっぱり見えにくくする、無意識が——意図的とは思ってないですけど、そういう気持ちがあるのかなというふうには思っています。

結局、何が問題で、どう改善されて、今、どこが安全になったのかというのが分かるようにしないといけないかなというふうに思います。これから、例えば電子決裁にするので、印鑑の問題が改善されましたというのが、次の報告書のときに、いつシステム改善できるのか分からないですけども、終わりましたということが分からないと、対応がされたのか、されてないのかも分からなくなってしまいますので、そういった分かりやすい資料作り、評価報告書作りというのをぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

あと、私はずっと、DXというのは内部統制にも効果がありますよねという話をさせていただきました。ここ、ちょうど情報政策課長と会計管理者がいないので、そこに話を踏み込むとか発展させるなということなのかもしれませんけれども、この内部統制の話の中で、会計管理者と情報政策課長なしで話をすることが本当に可能なのか。これから電子決裁とか、より内部統制で、システムでリスクを防いでいこうというような話になったときに、その2人がいないというのは、ちょっといかなものかなというふうに思っています。

これまでも私、申し上げておりましたけれども、とにかくDX化することによって、内部統制に資する、そもそもシステムで事故を防いでいこうということを前から申し上げておまして、ぜひ今後もそういうふうにしていただきたいと思います。

研修とか周知徹底とかダブルチェックというのをずっと言っていますけれども、それだけで本当にこういった不備等が防げるのかと言われれば、そもそもできなくするというのが一番早いというふうに思います。

また、そもそもそんな面倒くさい事務が発生していることがおかしいというか、事業をちゃんと棚卸して、無駄な仕事がないかということを確認する必要があるというふうに思い

ます。例えば、最近起こった問題であると、給食相当額を交付するための名簿を間違えましたみたいな話がありましたよね。どうして国私立の子どもたちに給食費相当額を現金で渡す必要があったんだろうかということに、そもそも考えを戻さなきゃいけないわけですよね。確かに、区立学校の子どもたちに現物で給食を食べさせてあげる、安全な給食を教材としてというところは、まあ理解できたとして、「あれ？」というふうに思うわけですよ。だから、本当に事業を行うときに、いろんな政治的な、いろいろなものが働くとしても、本当にそんな事業が必要なのか、かえって無駄な事業が増えるんじゃないかということを考える必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

区立学校の給食費の無償化というのは、確かに、これから公会計化も含めて、かなり先生方の事務も減るし、子どもたち、安全な御飯が、物価高騰の中でも食べられるし、すごくいい事業だと思うんですけども、「あれ？」みたいな、しかもそれで事故っているというのは、いかがなものかというふうに思うんですね。

そういった業務の棚卸し等も必要になるんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 まず、報告書の件ですけれども、こちら、先ほどのリスク評価シートと同様に、国のほうで示されたガイドラインの様式に沿って作っているというのが現状でございますが、そのリスク評価シートと同様に、不都合といいますか、改善すべき点があれば、より分かりやすいようにということには努めてまいりたいというふうに考えております。

また、DX化の話ですけれども、仕事の棚卸しというような話がございました。当然、今、どんどん仕事が増えてきております。そういう状況がございますので、一つの仕事をいかに効率化していくかという視点は常に持つておかなければならないというふうには考えております。そのことがミスがなくなることにつながっていけば、なおよいかというふうに思っておりますので、そのあたりは、各所属のほうにも改めてそういう意識も持つてもらいたいというふうな周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 12時になりましたので、1時まで休憩としたいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開いたします。

上田委員。

○上田委員 さっき私、すごく重要なことを言い忘れました。内部統制の話をしていて、先ほど監査の資料も全てお読みになったと千田委員がおっしゃっていたのに、監査事務局長がいない。毎年9月に内部統制の報告があるのに、監査事務局長がいないということをまず指摘させていただきたいと思います。

特に、これからDX化とかを進めていくに当たって、システム監査を入れていくことが必要になると思います。先ほどから、それぞれのシステムをちゃんと見直してくださいねという話をされていたというふうに思いますけれども、例えば学校のシステムにバックドアがあったかどうかとか、電子決裁にすればそういった印鑑等の不正が防げるとかということは、やっぱりシステム監査で指摘してもらおうということがあったほうがいだろうというふうに思います。

そういったこともしていかなければならないですし、事業の棚卸というのは本当に重要なことで、DXを進めるに当たっても、すごく複雑な事業内容をDX化するには膨大なお金がかかりますけれども、よく言われますけれども、事業をしっかり棚卸しして、事業をスリム化してすっきりさせて、DX化することが大事というふうに言われていますから、それもしなければなりません。

今、枠配分方式で予算等は精査していますけれども、事業数としては管理をしていないと思うので、その辺も、枠配分と併せて各部署にしっかりと事業数を管理するようにお伝えいただきたいというふうに思います。

続いて、システムの未連動の問題ですね、財務管理システムと文書管理システムが連動していないことによって、二重入力とか照合の手間とか決裁情報と会計処理の不整合が発生するのではないかという、そういうリスクもあるかというふうに思います。やっぱりこういったシステム間の連動による自動化、透明化を進めることが、内部統制強化にとって必要なことというふうに思います。

こういった文書管理システムと財務管理システムの連動性を高めることについては、今、お取り組みいただいていると思うんですけども、その状況をお伺いしたいというふうに思います。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、具体的にその文書システムと財務会計システム、システムの連携というところでの動きというのは、まだございませんが、今回、この内部統制でこのような事例が散見されたというところもございますので、その文書管理システムと財務会計システムの連

携が内部統制の改善に資するというのであれば、今後、検討の余地はあるのかなというふうには捉えているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 効果があるのかどうかと言われれば、あるというふうに思います。多くの自治体で連動させていますよね。二重入力とか、非効率性とかというのは、先ほど指摘しましたけれども、システムが別々だと、同じ情報を複数回入力しなければならないですし、それによって人的ミスが起こる可能性があるというふうに思います。

それから、監査のときになぜこの支出が行われたのかを一元的に追跡することとか、不正防止、説明責任の観点等にも資すると思います。

また、財務情報と文書情報を突合して判断するのも時間がかなり短縮されるというふうに思いますので、多くの自治体で連動させているというふうに思います。ですから、これは連動させる方向で考えていく必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 今回の不祥事を受けまして、財政課のほうで財務会計システムと文書管理システムを統合しているところの区を視察に行ったところです。そこで見たのは、やはりもともと導入している会社というか、システム会社と一緒にあればスムーズにそこは連携できるんですけど、文京区の場合は、そこをまずは想定しなかったもので、費用面でもかなり大きくかかるだろうなというところが最初の印象でした。ただ、今後、その情報部門とちょっと相談しながら、どこまでそういったシステム連携ができるか、そういったところを今後検討していきたいと思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 自治体によっては、クラウド型の統合基幹システム等の導入事例もあるというふうに聞いていますけれども、そういった方向では検討してみたのでしょうか。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 全くそこは検討はできておりません。ただ、やはり既存のシステムがかなり文京区の場合お金をかけてカスタマイズしているというところもありまして、今までお金をかけてシステム導入した分をクラウド化するのは、すぐには難しいのかなと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 今日は情報政策課長がいらっしゃらないので、詳しいことはあれですけども、やはりシステム監査の話も先ほどさせていただいて、具体的に御答弁ありませんでしたけれ

ども、そちらもやはり入れながら、こういった内部統制に資するシステム開発、DXを進めていくことが必要と考えておりますので、ぜひその方向で御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 あと、いらっしゃいますか。

依田副委員長。

○依田副委員長 ありがとうございます。

予算の流用の件で伺いたいんですけど、こちら個人のこととはいえ、重大な問題だなというふうには認識しております。この予算の流用だけじゃなくて、補助金の申請にも不正があったということで、その件も併せて、本会議場でも我が会派の海津議員からも御質問させていただいたところなんですけど、ちょっとまだ分からないところが幾つかあるので、教えていただければと思います。

補助金の件に関しては、今回の内部統制の報告書には載っておりませんで、それは取りまとめが間に合わなかったというふうな御説明でしたけれども、この件はこの件として重大なこととして、来年の内部統制の報告書にまた載ってくるのかどうかというのがまず1点目。

それから2点目として、そもそもその前提として、補助金の不正な申請というものは、区としては、全容の解明には至っているのかどうかというところを伺えればと思います。それが2点目です。

そして3番目として、この職員の処分に関しては、予算の流用と補助金の不正の申請と両方併せた上での処分だというようなふうに述べられていたかと思うんですけども、それで間違いはないのかどうかということ。で、この処分を発表された際のプレスリリースには、その補助金のことは一切言及がないので、なぜそのときは言及しなかったのかどうか、その整合性のところをちょっと伺えればと思います。

取りあえずその3つ、お願いいたします。

○板倉委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 補助金申請の件につきましては、令和6年度の報告書には、タイミング的に間に合わなかったということで、今、お話がありましたとおり、来年度の評価のところを検討するというご事情でございます。その来年度評価する視点で、分かっている範囲のもので評価をするということになりますので、来年度の評価の報告書に載ってくるという認識で相違ございません。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 処分のほうについてのお話ですけれども、今回、複数の上司の印鑑を無断で偽造して、流用申請書等の文書を作成したと併せて、組織的な意思決定を経ない文書を外部機関へ提出したというような事実をもって、今、副委員長おっしゃるように、その部分については、併せてという形で処分をしております。

プレスではというようなお話がありましたけれども、プレスのほうには、今回の件については、組織的な意思決定を経ない文書を外部機関に提出したという形で、プレス資料のほうにも掲載はしているところでございます。

（「全容解明されているのかどうか」と言う人あり）

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 職員の処分というような視点から申し上げますと、その部分でということでは、先ほど申し上げたように、併せた形で処分はしているところでございます。ただ、今後、万が一、新たな非違行為とか損害等が確認された場合には、改めて事情聴取とその服務監察を行っていくという可能性はあるかと考えてございます。

○板倉委員長 依田副委員長。

○依田副委員長 ありがとうございます。多分恐らく、今、5件の分については、一応全容が解明されているという理解でよろしいのでしょうかね。ちょっとそこも改めてもう一回伺いたいんですが、その上で、補助金の申請に関しては、その補助金の申請が有効であるか否かということを見ると、当然、不正に作られた文書で申請をしているので、その申請自体が有効じゃないというふうに解釈されるのかなと思うんですけれども、ただ、もちろん、受け手の側が、期限を過ぎていたりしても受け入れてくれる可能性はあるのかなというふうに思います。それによって、区として実害が出る、出ないというところが変わってくると思うんですけれども、予算の流用に関しては、仮に今回の不正があってもなかったとしても、結果は変わらなかったというところで、その実害はないですよということも含めて、処分が若干軽くなっているのかなと思うんですが、その補助金の申請に関しては、有効か無効かということによって、本当に区にとって損害が出るか出ないかわ変わってくると思うんですが、そこら辺の何か申請先との調整みたいところは、今、どんな状況でしょうか。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 今、御質問の点につきましては、法務のほうと相談をしております、民法上、追認という行為がございます。ただ一方で、行政行為については、その規定はないんですが、民法上の追認という行為を準用しまして、先方に対して書類を提出しているところでござい

ます。

○板倉委員長 依田副委員長。

○依田副委員長 そうすると、見通しとしてはどうというのは、何か言えますか。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 補助金につきましては、国のほうでも一定の要綱みたいなのがあるんですけども、こういった不正の場合で申請された場合、その取消しができるという規定があるんですけど、ただ、今回につきましては追認をしておりますので、その時点で取消しというところはもうなくなっているという判断でございます。

○板倉委員長 依田副委員長。

○依田副委員長 ありがとうございます。では、恐らく実害はなくて済みそうということかと思えます。

あとは、本人の、先ほども吉村委員からもお話がありましたけど、刑事手続についてなんですけれども、先ほど職員課長から、その体制が整ったら速やかに法に基づいて適切な措置をしていくという御答弁がありました。それから、刑法犯として起訴等をされる可能性はあるというふうに話がありましたけれども、これは区として、ちゃんと刑事告発というか、そういう手続を経ていくおつもりなのかというところをちょっとはっきりと教えていただければと思います。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 刑事訴訟法で定められている公務員の告発義務ということも、当然、我々としても認識はしているところでございます。先ほど相談というような形で申し上げましたけれども、今、我々としては、本件の事実関係を調査して、その調査によって得られた情報を基に警察への相談ということを行っている段階でございます。この警察への相談というのは、我々のほうとしては、告発義務を果たすためのプロセスの一部というふうに考えてございます。

ただ、十分な確認を行わずに告発を行った場合に、本来、それに該当しないものまで告発してしまうとか、そういったようなリスクは当然はらんでいると思っております。なので、我々としては、法に基づいた適切な措置を講ずるために、あと、一定、捜査機関のほうにも無用な混乱を生じさせないためにも、警察と緊密に連携して、慎重な手続を踏んでいるという考えでございます。

○板倉委員長 依田副委員長。

○依田副委員長 大変よく分かりました。ありがとうございます。警察は何か事件があったときに、必ずしも何でもかんでも捜査してくれるかというのと、そうじゃないというのは非常によく分かっています、もちろん死体が転がっていたらちゃんと捜査するんですけども、そうじゃないような、こういう事案の場合は、ある意味、被害を受けた側がしっかりと証拠をそろえてちゃんと書類を提出しないと、警察もちゃんと取り扱ってくれないという面があることは重々承知していますので、あくまで今、相談であって、まだ告発に至ってないというのは、お互い何が起きたかということを通り合わせているという段階だということと理解させていただきました。引き続き、それはそれして、ちゃんと進めていただければというふうに思っております。

以上です。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 有印公文書偽造は、非親告罪ということで……。

（「関連……」と言う人あり）

○千田委員 はい、関連。内部流用について質問、依田委員の続きで質問させてください。

有印公文書偽造は、非親告罪なのです。なので、公益性が高いということで、公益を侵す重大な問題ということで、非親告罪とされています。非親告罪なので、被害者からの告訴がなくても、警察官が起訴できるものです。なので、先ほど中川課長から、警察へ相談している、警察と連携して動くというふうに発言されていましたが、被害届というものは出しているのでしょうか、区として。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 被害届というものは出していません。告発をするかどうかというような判断になってきます。また、刑法上のどの罪に当たるかどうかということについても、警察のほうでは、複数の可能性があるというような話も聞いているところでございますので、今時点で、そういったところも含めて相談をしているというようなところでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 被害届を出していないということは、まだ起訴の状態もどうなるか分からないということでしょうかね。

○板倉委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 被害届じゃなくて、告発をするかどうかというような話でございますので、告発をした場合には、そういったものが警察、検察のほうで審議をされて、起訴、不起訴、

起訴猶予、どうなるか分かりませんが、そういった方向に進んでいくものというふうに一般的には認識しております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 被害届は出していないという、起訴するかどうかも分からないということなので、今、警察と相談して、連携しながらということでしたので、できる限り、議会では詳しく報告していただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 では、私も関連を、ちょっと先ほど特別やっていたみたいなので、私もさせていただきたいと思うんですけども、先ほどの区の答弁では、事実関係が、まだ警察が調べている段階ですので、そこをはっきりさせた上で、区としてもしかるべき処置を取っていくような意味合いかなと、依田副委員長の質問に対する答弁でも受け取っております。

それで、ちょっと私、1点気になっているところは、今回の印章について、違う印章を作っていて、それを印影として捺しているのにもかかわらず、ちょっと気づかなかったという点は、今後さらに気をつけていただきたいというところがあつて、今、実際にある印章を模造して、同じ印章でやっていたなら、気づかなくても、結構、気づかないこともあり得ると思うんですけども、同一の印章ではなかったというところは、さらに注意していただきたいというところはありますので、そこだけは今後——今後、電子回議になるというところで、あまり印鑑でそうやっていくことはなくなっていくかもしれないんですけども、そういった細かいところもぜひ気をつけていただければと思っておりますので。

先ほどから皆様いろいろおっしゃっていますけれども、文京区として、最終的にはしかるべき態度、厳格にやっぱり取っていただいて、このような重大な事案ですので、やはり態度に示さなければ示しがつかないというところもありますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長 今の問題ですけれども、やっぱり動機とかそういうものはっきりしてない部分もあったりして、そういうところもきっちり解明して、報告もしていただかなければいけないと思いますし、公文書偽造ですから、そういう問題が発覚したということは、公務員一区が作っている文書というのは、みんな公文書ですよ。ですから、公務員は、職務として、犯罪を告発とか告訴する義務があるというふうに思いますので、そこは警察と相談しているということですが、それはそれとして、議会にもきちっと速やかに明らかにして

いただきたい。7月ですから、その辺はきちっと対応していただきたいということを私からお願いをしたいと思います。

よろしいですか。はい。

それでは、報告事項3を終了いたします。

---

○板倉委員長 そうでしたら、一般質問です。

今、一般質問は、6人の方から9件、お申出がありますので、順番にお願いをしたいと思います。

まず、ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。私からは1点、文京区のPayPayのキャンペーン、今年度の分に関してお伺いしたいんですけども、昨年まではポイント還元でやっていたと思うんですが、今年から形式が変わって、デジタル商品券になっていまして、第1弾の申込み期間が終わって、購入期間に入っているんですが、申込み状況とか、反響があれば、教えてくださいいただけますでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 第1弾の販売状況等の状況でございますが、9月11日までが第1弾として、区内在住者の方を対象とした申込み期間を実施しておりました。

販売口数としましては、6万1,000口用意した中で、3万3,000口ほど販売ができて、申込み率としまして55.6%という状況になってございます。

申込者の数としては、1万7,000人程度が申込みいただいたという状況でございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

それと、これ区民の方からのお話で、正直ポイント還元のほうがよかったとおっしゃる方もいれば、デジタル商品券のほうがいいという方もいらっしゃって、ポイント還元だと、事業者に対しては、売上げが上がるというメリットがあるんですけども、区民目線で考えると、ポイント還元だと、ほかの区に住んでいる方も文京区で買物すればポイントが付与されるということで、区民に還元されていないんじゃないかという意見が、ポイント還元に関してはあったんですね。

それも受けて、多分、これ区民を優先して購入できる。券もA券、B券、個人商店でしか使えない券と分けていただいているので、その辺は御配慮いただいているとは思うんですね。

れども、どっちにもメリット、デメリットがあって、ポイント還元だと、区境のエリアから区内に流入してきた方が飲食店でPayPayで決済したりとかというメリットも当然あったとは思っているので、その辺については、お互いのメリット、デメリットというのをどういうふうにお考えになっているのかというのをお聞かせください。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 新規スキームですね、今回、デジタル商品券という形に切り替えたときのメリットとデメリットですけれども、やはり、新しい今回の商品券の事業スキームでいうと、補助金ですね、このプレミアム率30%に相当する部分といったところが、区内店舗の中で巡回していくということが最大のメリットとしてあると思います。

もう一点としては、キャンペーンの期間が、今までのポイント還元ですと、短い期間の中でという形だったので、それが今回だと180日間ぐらい、長い期間の中で実施ができるといったところがありますので、顧客の確保であったりとか、各店舗さんの取組といったところが期待できるところがメリットとして考えられております。

一方で、やはり、今、委員のほうからもございましたけれども、例のポイント還元事業という形でやると、いわゆる事業に参加するのが非常に簡便に参加できるといったところもあって、短い期間ではありますけれども、経済効果が高いといったところのメリット、逆に言うと、デメリットとしては区外への流出といったところがあるかなというふうに認識しているところでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。よく分かりました。

最後、1点なんですけど、これ使用期間が来年の2月28日までになっていまして、B券に関しては全店使えるので、問題なく皆さん消費すると思うんですけど、例えばA券、ちょっと使い切れなくて、使用期限が過ぎてしまった場合の、その残り分に関しては、デジタル商品券としてはもう販売されているので、その売上げは区に入ってくるのか、それともPayPayのほうに入る売上げになるのかというのだけちょっと確認したいんですけども。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 使い残した部分のデジタル商品券の部分といったところになりますけれども、結論から申し上げますと、ちょっと説明が難しいところなんですけど、いわゆる受託事業者のほうの利益になるといったことではないんです。最終的には、区が支出する補助金、これが事務費とプレミアム分というか、ポイント還元分両方を、係った分を補助するという形にな

っていますので、区としては、使った分だけを補助するという形になるので、使わなかった分は、補助をしないという形になります。

少し説明として難しいんですけども、例えばプレミアム分として、1万円で購入すると1万3,000円という形で、プレミアム分がつくんですけども、3,000円部分のところ、プレミアム分のところを例えば残してしまったといったところになれば、当然、区としては、係った部分しか補助しないので、1万2,000円しか使わなければ、その2,000円分を補助するというようなイメージですね。

一方で、元本といいますか、区民の方が御購入いただいた1万円部分、例えば丸々使わなかったというような事例があった場合は、本来は使うことを当然想定しているので、イレギュラー的に、いわゆる想定していなかった事業の収入みたいな形で、受託事業者のほうから一度区商連のほうに返される形で、区商連側の収入という形に一時的にはなるんですけども、先ほど申し上げたとおり、最終的に係った経費の分を補助という形になるので、事業費として、事務費として係っている部分だったり、プレミアム還元分といったところの係った部分から、その収入分というか、戻ってきた分は差し引かれる形になるので、最終的に区が出す補助金が少なくなるというようなイメージになっております。

○板倉委員長 よろしいですか。はい。

松丸委員。

○松丸委員 私は、1点お聞きしたいと思います。いわゆる文京区内のスポーツ施設、これについてお伺いします。

今、課長にも何回かお話をさせてもらっているけれども、いわゆる、今、区内の利用者と区外利用者、このあれの立て分けをしていますよね。そういったことで、どういうあれが起きているかというか、当然、この隣接区の、例えばテニスコートなんかは、新宿区の人が文京区に来て、今までは利用できたのかな、だけど、それができないと。区外者だから。豊島区も同じですよ。

そういう今、現象があって、たまたま、僕、昨日、この3連休で文京区にいるお父さんのお孫さんが埼玉に住んでいるんですけども、その子がスポーツ施設、水泳で、どこだっけな、教育センターかな、教育の森に来て、お父さんは当然、区内在住だから、区内のいわゆる自分の身分証明書を見せてあれだけど、お孫さんは埼玉だから入れないわけですよ。

こういったあれが、いつまでこういう状況が続いていくのかと。これほかの区からも、逆に、こういうあれが出ているわけでしょう。だから、この辺、去年の11月ぐらいからこうい

うあれが出ているんだけど、その辺をどういうふうにしちつと整理をして、本当に区内と区外をきちつと分けていくのかどうか、それもはっきりしていくのかどうか。この辺は、ある一定程度の結論を出すべきだと思うんだけど、その辺、どういうふうを考えていらっしゃるのか、ちょっとそこをまずお聞きしたい。

○板倉委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今、御指摘いただいた件につきましては、現状、区内在住・在勤・在学というところで、昨年の8月からやっているところです。これで利用状況の実態というのを実際、今、少なくとも1年間はデータの蓄積が必要かなというふうに考えているところです。

また、今、おっしゃられたように、他区では区外の利用とかもあるというところについては、みどり公園課ともちょっと調整、また指定管理者とも協議・調整して、その後の状況についてはどのような対応が取れるかというところは、今、検討している最中でございます。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 去年の8月からということは、おおむね1年間はこの利用状況を見るというあれで、特に今年の夏なんかは、特にテニスなんかというのは、あまり暑いあれだったから、なかなか利用件数というのも非常に少なかった部分があったのかな、聞くと。だから、そういう意味においては、一定程度のデータを取る部分はいいんだろうけれども、ただ、そのことによって、いわゆる他区からのいろんな声がやっぱり出ているということも、そこは真摯に区も受け止めなきゃいけないし、ましてや今、言った、子どもが、せっかくゴールデンウィークで来て、それである意味では、区外だから、お父さんは大丈夫ですけど、お孫さんは駄目ですよと、こういうような感じになっちゃったら、これはあまりにもひどいんじゃないかなど。

それは、いろんな意味で、臨機応変に対応する部分もあるのかもしれないんだけど、そこはやっぱり僕はきちつとね、では、だったら、いつまでにはこうやってこの期間を決めて、この間の中でデータを取ってあれですから、だからこれ以降はきちつとした利用のあれを決めますよというぐらいのことはしっかり言わないと、これはあまりにも、隣接の区の人とかそういう人からすると、冗談じゃないよ、文京区って何やっているんだと。そういうふうになっているということは、やっぱりしっかり認識を持っておかないといけないのかなど。

確かに、ルールをつくることは大事ですよ。だけど、そのことによって、中には真面目にやっぱり今まで、一つの例を挙げれば、学生がいわゆるテニス友達がいて、今までこうやっ

て文京区で利用できて非常に親交が深まったけれども、去年以降できなくなって、なかなか付き合いが疎遠になっちゃったという事例も現実にあるわけだから。これ挙げていったら切りがないけれども、そういうことに対しては、早くスピード感を持って、一定の期間できちっと結論を出すというふうにしないと、いわゆる区外の人が、本当に不満が出てきて、文京区はおかしいんじゃないんですかという声が出てくるから、だからあえてこういう一般質問をさせていただいたんですよ。その辺、よくしっかりと真摯に受け止めてやっていてもらいたいということをよろしくお願ひしたいと思います。

○板倉委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今、委員御指摘のとおり、一定、やはりそういうお声もいただいております。あと、逆に、予約がすごく取りやすくなったという声も一定あるというところもございます。もともとこれ区民に限定していたというところは、特に条例上、何も変えたわけではございませんけれども、ここの、これまで成り済ましとか営利目的でやっている区外の利用者がいるというようなお声をこれまでいただいていたところで、一定、昨年度、運用を変更して、こういう状態になっているところです。

そうしたところ、今度は逆に、近隣区のお友達がちょっとできなくなったであるとか、今まで文京区在住だったけど、何かしらの事情で区外に転出されることになったけど、引き続き仲間とやりたいとかいった、そういうお声もいただいているのは、こちらも認識しているところです。

今、具体的に、いつからというところは申し上げられませんが、その辺はちゃんとこちらとしてもしっかり考えていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 それは、だから言うけれども、区内の人たちが取りやすくなったと、それは当たり前前の話だ。だって、今までやっていた人ができなくなっているんで、その分あるんだから。広がったということは確かにそうだけれども、だけど、そのことによるデメリットも大きいということをもう少し考えてもらいたいんだよな。はっきり言って。

それは確かに、今までのいろんな不正をなくしていく、これは当然ですよ。それは当然のこと。それは分かりますよ。でも、もう少し違うやり方もあったんじゃないかなという部分もあるし。だから、もう何回も言うんだけど、そのことによつてのいわゆるデメリットというかさ、せっかくお孫さんがこうやって来て、そうじゃなくたって、東京陸上じゃないけれども、いろんな意味でスポーツ醸成というのは高まっている中で、せっかくこうやって来て、

お孫さんを連れて一緒にプールに来ただけけれども、できなかったという、そのことによるデメリットだって物すごく大きいわけじゃないですか。そこを行政もしっかり考えないと、やっぱり文京区に対する、特に近隣区も含めて、そういう一つの、区に対して不信感じゃないけど、そっちのほうが、僕はデメリットのほうが大きいかなというふうに思うので、そこはしっかり考えていていただきたい。これは要望としてお願いしたいと。

○板倉委員長 品田委員。

○品田委員 ちょっと重なっちゃうんですけど、私は、共通デジタル商品券のことですね。

今、ほかり委員のほうからも質問があったんですけど、私は、この事業、スタートする前から、前回のPayPayの還元事業のほう、3年でみんなやっと覚えたというか、高齢者も何とかできるようになって、売上げも上がっているのにまた違う方法でやるということに対しては、ちょっと疑問を感じているという話はしました。

私の周りの人にも聞いてみたんですけど、登録して、買って、それで商品券にしてって、結構、煩雑な手続があるので、やっぱりやめたという人が結構周りにいました。私もちょっと迷ったんですけど、課長が一生懸命汗かいて広報していたので、一応やりました。私は、ちょっと買物するものがあつたのでやりました。やっぱり結構大変、若い人に聞きながらやらないとできなかったという感じ。

また、応募期間があつて、またその結果が12日にならないと来ないとか、来たら今度買いに行きなさいって指示をされて、PayPayで2万円分買って、それで終わりなのかと思ったら、またそこから券にしなくちゃいけないというような、結構3回ぐらい手続をしなくちゃいけないので、本当に大変でした。

で、まだこれから使うんですけども、今、お伺いしたら、55%、頑張って55%だったと思うんですけども、1万7,000人ということなんですけど、前回のプレミアム還元事業と比べると、応募人数はどうかかなと。

あと、みんな懸念しているのは、1万3,000円分買って、さっき御質問があつたように、使い残しちゃうんじゃないかという不安があつたりとかしていて、その辺がどうかかな、ちょっとやっぱり申込みを悩む、そういう原因なのかかなというふうに思ったりしました。

それで、残り分は第2弾のほうにということですけども、第2弾が10月からですね、もう登録すれば10月31日からということなんですけど、ちょっと間が空くのもあるんですけども、長く使えるということと、一気に何か大きいものを買うとかということもあると思うので、何かこれ、第2弾に行くまでにちょっと改善できないのかとかいうか、何か工夫が可能な

いのかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 デジタル商品券について御質問を何件かいただきましたので、まず、オペレーションの部分の煩雑さといったところです。

委員御指摘のとおり、今回の新しい事業スキームが、商品券を事前に購入して、今までだと、使ったらその場でポイントが来るという事業だったんですが、今回のやつは、商品券として事前に買わなくてははいけない。買ったものを商品券化して、その後使うと。やはりこれが一番難しい部分で、実際、煩雑だといったところの御意見もいただいているようなところでございます。

一応、今年度は、そういったところを何とか対応したいということで、区商連と共にサポートブースを設置したのと、あとは、個別の相談窓口も現状設けておまして、11月の中旬ぐらいまで個別で対応するといった体制を今、取っているような状況でございます。引き続き、その部分は丁寧に対応していかなくてははいけないかなという認識を持っているところです。

加えて、前回のキャンペーンとの比較といいますか、参加の比較のところでございますが、前回キャンペーンとスキームがそもそも大きく異なるので、なかなか比較というのが難しいところなんですけど、前回ですと、第1弾で11万人ぐらい、第2弾で13万人ぐらいという形で、事業に参加された方々がいらっしゃいましたので、そこは人数規模としてもやはり参加しやすいといったところがあるかなと。

区民の方の御利用というのは、その中で大体3割程度というような形でございますので、今回のデジタル商品券の事業スキームの中でも、約3万人ぐらいの利用の規模を想定して、区商連と話をしていた状況ではございます。なので、今回、1万7,000人といったところであって、もう少し申込みがあったらよかったなというのは、感想としても持っているところではございます。

次の質問として、使い残しというか、しっかりと利用していただかなくてははいけないといったところでございますけれども、キャンペーンの期間が長い中で、やはり使うことを忘れてしまったりしては困るといったところもあるので、このキャンペーン期間中には、アプリ上の通知であったりとか、周知広報の中でもそういったところは丁寧にやりながら、利用者の方にポイントが無駄にならないようにといたしますか、その期間内でしっかりと使い切っていただくよう取り組んでいきたいというふうに考えているところです。最後に、第2弾が始ま

るまでの間に何か改善がといったところでございます。

事業スキームとしては、第1弾、第2弾セットという形なので、第2弾に向けて変えるというのがなかなか現状は難しいところではございます。ただ、今、申し上げたとおり、商連とはいろいろとお話を、事務局レベルではございますけれども、しておりまして、次年度に向けてというか、これから先の話にはなってくると思いますけれども、例えばですけど、利用できる店舗がアプリ上からだちょっと分かりにくいというようなところがあったりとか、あとは、口数の設定、先ほどA券、B券という話もございましたけれども、A券、B券の金額の割合であったりとか、口数を1人2口という形で今年度は実施をいたしました、口数をどうするか、今後どうしていくか。果たして、適正な事業スキームの形として、どれが適切なバランスなのかといったところは、区商連と第1弾、第2弾のところも検証しながら協議していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 品田委員。

○品田委員 今回の方式は、そもそも区外にポイントが流れるということの防止策ということで始まったということは理解をしているんですが、さっきのスポーツのあれじゃないですけど、区境のところはどうしたって、例えば根津、千駄木なんかは、台東区の人もお買物に来るだろうし、地蔵通り商店街さんだったら新宿区の人もあるだろうし、お互いさまですよ。私たちがほかの区に行ってお買物することもあるわけで、それを何かシャットアウトする方法で、今回の方式を取ったということなんですけど、何かほかの方法もあったんじゃないかな。こんな複雑なことをするんだったら、そのことだけの、区外にポイントが行かないようにということなんですけど、ちょっと私の頭では考えられない、何かもうちょっとやり方があったんじゃないか。

商品券のラインナップを見ると、ほかのところの買えるようになっているじゃないですか。あ、何だ買えるんだみたいな感じでなっているので、ちょっとこの方式が本当——何よりも、55%しか買わなかったということ自体が、この方式に人気がないのかなということの表れだというふうに思います。あと、不信感とか、不安感とか、やり方が分からないとか、いろんなことだと思うので、この辺はちゃんと分析して、今までは11万人も13万人もこれを使ってお買物をしていただけだから、区外に流れることのリスクを背負ってでも、やっぱりそれはちょっと前の形に戻すとか、あとは、またやり方を変えとかいう方法を取ったほうが、商店が売上げが上がるのが第一ですから、お客さんもこんな大変な思いして買わなくてもいいかなと、普通にクレジットカードやPayPayでいいかなというふうに思ってしまった

いるところが、今、ちょっと大きな課題かなというふうに思っているの、よく検討していただけるようにお願いします。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、いただいた御意見のところ、こちらにも課題感として、区商連と共に認識しているところではございますので、その点につきましては、他の自治体のやり方、そういったものも引き続き情報収集しながら考えていきたいというふうに思います。

現状としましては、残ったところの口数と区外の方の購入というのが今後ございますので、その部分で精いっぱい周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 私からは、2つお聞きしたいと思います。

1つは、6月の自分の代表質問でも質問しました、区政80周年においてということなんですけれども、来年度、文京区、区政80周年だと思うんです。何となく、80周年という節目のお祝いではあるんですけども、この庁舎そのものも何かそういう機運でもないし、聞いてみると、あ、そうなのという声もあるし、その80周年に向けて何かしなくちゃいけないんだろうと。何か計画、企画されているんだろうと思うんですが、その辺のところ、来年の区政80周年に向けて、どんなふうな方向性でお考えなのかを、まず教えていただけたらと。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、御質問の区政80周年の記念の事業というところでございますけれども、現在、選定を進めております令和8年度の重点施策、こちらの重点選定項目といたしまして、今回、区政80周年記念に関する施策というのを取り上げております。今後、選定がされましたら、議会のほうにも御報告させていただきたいというふうに思っております。

あと、重点とは別ですけれども、企画ではないんですが、総務課のほうで別途、区政80周年記念事業の意向調査というのを現在進めているというふうに聞いております。こちらのほうでも、例えば事業で区政80周年という冠を打つような事業がございましたら、そちらのほうで選定をして実施されていくというふうに承知をしております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。何か見えてこなくて、遅いんじゃないのかななんて、ちょっと思っちゃうんですけども、ごめんなさい、重点選定の2項目でとおっしゃいましたか、今。重点、来年度の重点施策の中で、80周年の事業ということとというような——もうちょっとその辺教えてください。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 流れを申し上げますと、80周年に当たりますのが令和9年3月15日でございます。こちら年度でいいますと令和8年度ということになります。ただ、令和8年度の年度末に当たりますので、大まかに言いますと、令和8年度の下半期から、また先の先になりますけど、令和9年度の上半期、こういったところを中心に事業を実施していくというところで想定をしております。ですので、令和8年度の重点施策については、これから出てくると。また、令和9年度で出てくる場合もありますが、それはまたその後に事業のほうが決まって、皆様のほうにはお知らせをしていくという流れになろうかと思っております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ごめんなさい、では事業としては、令和9年度でやるのが主になるという意味ですか。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 ちょっと私の説明の仕方が悪かった。令和8年度の最後、令和9年の3月15日が区政80周年に当たりますので、その間を挟んで、令和8年度でも実施をしていきますし、その先の令和9年度でも、両方で実施をしていくというような想定をしているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 はい、そう理解しています。それで、今、おっしゃった答弁は、総務課で、それとあと事業の選定もというお話をしていたけれど、区政って、区だけで行ってきた80年じゃなくて、区民のやっぱり一人一人の営みがあって、区政80周年を迎えられたと思うんですね。文京区民の人って、シビックプライドというのがあって、すごくこういったことでは、やはり区民が参画していたりとか、今も言ったみたいに、区民の営みというものは切り離しては考えられないと私は感じるんですね。

そうなったときに、もうこれ今から、例えば区報などで、区政80周年を迎えるんですと、そういった中で、例えば御意見というのかな、そういうところで提案型のものを募集してもいいと思うし、今、ちょっと浮かばないんですけども、何か区民にアナウンスして、区民をもう少し巻き込んであげないという気がするんですね。やっぱり巻き込むことによって、取り組む事業も盛り上がっていくものだと思うし、そのときになって、この事業をやりますというのではなくて、それまでの持っていく方というのも、私は非常に重要になってくるというふうに思うんです。

なので、その辺のところ、何か全然見えない、見えないなって思っていたのは私だけなのかもしれない、気が早いのかもかもしれないけれども、お祝い事ですし、それから、文京区民のこの80年というのは、この間ちょっとある人から、文京区、どんなイメージですかって、他県の人にちょっと話していた、若い方だったんですけども、非常に教育が進んでいて、それから落ち着いて、雰囲気はすごくいい区というイメージですというふうに言われたんですよね。それを聞いて、すごくうれしかったし、でもそういうふうなイメージをつくってきたのが、今までの80年だったんだとは思いますが、やはりそのところに響いていくような施策というのでも打ち出していきたいと思うし、ぜひ、区民を巻き込んだというところを計画の中に落としていただけたらなという思いで、今、聞かせいただきました。

それとまた別に——そこまで何かあればですけど、いいですよ。いいですか。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 区政80周年というのは、文京区にとっても非常に大きな節目というふうに考えております。区政80周年というところがございますので、区のほうでも、これからどういった事業をやっていくかというところを皆様に御報告させていただきたいと思っておりますけれども、その事業に当たりましては、区民の皆様とお祝いをして、本区が歩んできた歴史を振り返るような形で進めたいと思っております。それに当たっては、当然、区民の方にその事業を知っていただくというところも重要というふうには認識しております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 機運を高めていくのも、区民と共に高めていきたいなというところだけ、ポイントを押さえていただけたらというふうに思います。

次に、この80周年を節目に私が前回の代表質問でさせていただいたのは、何回も言うようですが、区だけで80年があったわけじゃなくて、これまでに、社会教育関係団体さん、すごい数があると思うんですね、文京区にね。やはりそういった関係団体さんが地域に根ざしていて、文化的な団体もあれば、スポーツ活動、私は少年野球ですけども、そういったたくさんの方の団体さんがあって、例えば子どもから高齢者までの健康増進に一躍買っていたりとか、それからあと、例えばこの間、岩崎宏美さんのサマーコンサートもありました。それからあと、70周年の記念コンサートもあって、無料でやっていたけれど、満席でした。こういった、何かすばらしい文化をやっぴり体現できるということは、ああいう団体さんがあってというところは非常に貢献度は大きいと思うんですね。

なので、この80周年を節目に、やっぴりそういう地域に関わる団体さんと共にあったんだ

という意味で、そういった事業というのかしら、私は、代表質問でお願いして、質問したのは、例えば長きにわたって活動されているところの団体さんには、そういった認証マークですか——認証をつけるからって、何かを有利にしてくださいという意味じゃないんですね、決してね。けども、30年もやっています、50年もやっていますというようなのが、その団体さんの今後の活動にさらに拍車をかけるようなモチベーションアップにもつながればいいし、お祝いですので、そういったところのお考えもあるのかなということをお聞きさせていたしましたが、その後、お考えはどうでしょうか。

○板倉委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 社会教育関係団体についてですけれども、それぞれの分野で活用していただいて、現段階で文化、スポーツを合わせて800団体以上の団体がございます。それぞれ区内の生涯学習活動の促進に貢献していただいていることは認識しております。委員から御提案がありましたように、現段階でなかなか具体的な案というのはお示しできませんけれども、それぞれの活動の励みになるような取組が提案できればと思っております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。こうした多角的な地域貢献というのは、やっぱり行政施策だけではもう実現し難いものであって、やはり地域の共助の力のあかしであるというふうに思っております。地域の知的・文化的インフラとして位置付ける視点というのがやはり欲しいなと思っておりますので、今のことも含めて考えていただけたらというふうに思っております。

それと、もう一つお聞きしたいのが、2019年に和敬塾さんと地域包括連携の協定を結びました。毎年毎年いろいろな事業に取り組んでおられることは、もう御報告を受けているので分かっておりますし、本当にいろいろな御苦勞があると思っております。それはすごく感謝しておりますし、和敬塾さんのほうからも、大変な好評をいただいているところです。

で、最近のところ、また来年度でも構いません。本年度でもいいんですけれども、共同事業について、どんなことを今進めているのか、教えていただけたらというふうに思います。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 和敬塾との協定に基づく共同事業というところがございますけれども、最近あった事例を御紹介いたしますと、和敬塾の塾生さんに協力をしていただきまして、小学生、中学生に対するキャリア学習ですとかそういった学習活動、こういったところに参画をしていただくということで現在進めているところでございます。

また、毎年行っております消費生活センターが年度末に新規に入塾される塾生さんたちに、

実際にそういった消費者トラブル等に関する区の講座を行ったりですとか、また、それ以外でも、様々な関係で事業に関する情報交換を行ったりですとか、そういったところを現在進めているというところで承知をしております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 あそこは、学生さん、すごく多くいて、若い方たち、で、日中もあそこに、学校に行っている子もいますけれども、本当にいろんな意味での資源の豊富な、場所的にもそうですけれども、資源がたくさんあるところだと思いますので、しっかりとこれからも連携事業のほうは進めていただきたいと。

それで、1点だけ、たしかインキュベーションオフィスを和敬塾の中につくるというお話があったと思うんです。その事業について、今どんな感じなのかなと。

○板倉委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 インキュベーション施設に関する御相談って、私が経済課長のときにたしか御相談を受けまして、様々、あその用途地域といった中でどういったことができるかというところで、都市計画部門も含めまして御相談に乗っていたというところがございます。そこはちょっと、実際に設立されたかというところについては、まだお話は伺っていないというところがございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 そうでしたよね。都市計画を巻き込んで、いろんな、建築基準法でしたっけ、用途の利用とかで課題があったので、その辺のところを整理しないととっていました。ぜひ、その辺の部分も、今、そういう御報告でしたけれども、どうなっているのかというのは私も気になる場所ですので、ちょっと聞いたところによると、和敬塾さんの生徒さんが使うという目的であるならば、用途として満たされるというようなことも聞いたんですね。なので、その辺のところ、また詰めていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 私からは、2つあります。

まず1つ目、商店街装飾灯の電気代なんですけれど、補正予算で、商店街装飾灯電気代の補助率が2分の1から3分の2にしたということで、335万円計上されておりました。これ、令和4年度から令和5年、6年、7年と当初予算では2分の1ですけれども、補正では3分の2になっています。その予算のつながりを伺いたいのと、あと、私のエリアである小石川

地域の商店街からも装飾灯の維持が大変であるという声を聞いています。商店街を支える意味でも、また、装飾灯は防犯灯の役割としても重要であります。なので、電気代は全額補助すべきではないでしょうか。その2点伺います。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 装飾灯の電力費助成の部分でございますけれども、文京区では、原則、装飾灯が商店街の所有物という形になってございますので、補助の考え方としては、電力費の2分の1という形の補助を実施しております。

ただ、昨今の物価高騰の状況等鑑みまして、補助の率の割合を2分の1から3分の2に引き上げるといった形の対応を、令和4年度からですからね、引き続きやっております、今年度でも補正予算の中で御提案を差し上げているところではございます。

ただ、今、申し上げたとおり、装飾灯については、基本的に商店街の所有物というふうに考えておりますし、その安全性ですね、街を明るくするための助成としましては、原則2分の1の補助といったところを引き続き実施しておりますので、全額の助成といったところは現状考えてはございません。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 装飾灯等電力費補助費は、当初予算で456万円計上されています。補正の予算で335万円で、合計で791万円計上されています。電気代が、全額補助は1,200万円できます。なので、あと400万円追加すれば可能になります。400万円といえば、財源留保額10億5,000万円の0.38%であり、また、使える財調基金40億円の0.1%です。わずか0.1%で可能なのです。私も、買物はできるだけ地元の商店街できるようにしています。やっぱり商店街の八百屋さん、魚屋さん、本当に頑張っています。区長の判断で全額補助は可能だと思います。今日、区長はいらっしゃらないんですけど、全額補助を求めます。要望です。

あと、もう一つあります。公共交通不便地域コミュニティバスについて、質問いたします。

私、一般質問で、千石二丁目から白山二丁目につながるクランク道路がネックになっているので、道路と敷地の一部を使い、Bーぐるが通行できるように整備を、募集要項に記載してくださいということを一般質問に入れました。御存じの方は、本当あそこはもうかくかくっとなっていて、普通の道路でも通りにくい、非常に通りにくい道路を、こんな感じになっているんですね。なので、あそこを整備していただければ、Bーぐるも可能だと思います。

千石地域では、私の地域なんですけれども、Bーぐるの存在、Bーぐるの名前さえ知らない方がいまだいらっしゃるんですね。だから、あそこは文京区内であるのに、Bーぐる過疎

地であり、Bーぐるから閉ざされているものでもあります。かといって、Bーぐるは、文京区民にとって非常に便利な存在です。

区長の答弁は、留保財産に指定されているため、募集要項に道路整備記載は考えてないという御答弁でした。しかしながら、募集要項の記載に入れなくても、Bーぐるが通れるよう何とか工夫していただきたいと思います。地元住民の積年の願い——地元というのは、Bーぐるを知っている方たちの、積年の願いであるBーぐるの実現について、道路整備が必要です。伺います。

○板倉委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 御答弁したとおり、そこにはBーぐるを通すための道路整備をする予定はございませんので、御理解いただければと思います。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 でも、あの道路を整備しないと、Bーぐるが通れないという現実があるので、引き続き要望していきます。

以上です。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 まず、公共施設マネジメントシステムについて、伺います。

来年度からの稼働に向け、今年度導入に向けて着手しているというふうにお聞きしておりますけれども、施設の利用状況や起訴情報を一元管理する仕組みとして、このシステムを活用して、各施設の運営状況等も踏まえ、整備時期を具体化する検討を進めていき、公共施設整備に係る土地活用について、中長期的な視点で取り組むことが可能になるというふうに伺っております。

この公共施設マネジメントの本質というのは、単に劣化状況とか施設配置を分析するだけではなくて、将来にわたる改修、更新費用を見通し、財政計画と整合的に管理することにあるというふうに思います。

現状、今、本区では、債務負担行為を活用した施設整備や事業が複数進行していることは御存じのとおりだと思いますし、完了年度の集中による財政負担の硬直化も心配されます。さらに、債務負担行為に限らず、工事費全体の規模や年度配分が財政に与える影響は大きいというふうに思いますので、適切な予測管理が必要というふうに思います。

この債務負担行為というのが、予算のときだけではなくて、それこそ補正予算のときにも都度都度債務負担行為補正とかもかかってきたりとかして、年度でかなり動いたりもします

し、そういった分布状況等を今どういうふうに分析しているのか。これもリアルタイムでぜひ見えるようにしていただきたいというふうに思うんですけども、これを今どういうふうに把握していて、中期的な財政計画と整合的に管理しているのか。総額だけではなくて、件数とかもやっぱり管理していく必要があると思うので、支出年度の集中を可能ならば避けたいですし、財政負担を標準化するための調整やスケジューリングがあったほうがいいというふうに思います。

こういった工事費とか債務負担行為の情報を議会、区民に教育していくための一覧表とか、進捗のダッシュボード化とか可視化の工夫をぜひしていただきたいと思うのですが、それをこれから、公共施設マネジメントシステムの導入が今月から、今年度中ということですよね、ちょっとその辺もどういうふうにお話ししているのか。このシステム自体が、運用のほうは来年度からという話なんですけれども、運用しながら改善するようなアジャイル的な契約にはなっていないかもしれないんですけども、その辺もやっぱり使い勝手とかもあると思うので、どういう形になっているのかというのを確認したいと思います。

それから、工事費とか債務負担行為の件数とか総額とか7年度のピークというのを一元的に管理することが必要だなというふうに思いますので、この辺、どういうふうになっているのか教えてください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 公共施設マネジメントシステムに関する御質問をいただいております。

これまで建物の情報だとか、あと維持保全に関する情報につきましては、施設管理部を中心に、あと、各施設所管部署がそれぞれ保全の状況というものを管理してきておって、全体像が把握しづらいような状況にあったところです。

今後、公共施設等総合管理計画に基づくマネジメントを効率的に行っていくに当たりましては、全庁の共有のデータベースが必要だろうということを考えまして、今年度、開発に着手したというところでございます。

これらの情報を一元管理することによりまして、建物の基礎情報だとか建物の劣化の状況だとか、あと運営の状況だとか、そういったところが膨大なデータを一元管理して把握することができるようになりますので、こういった施設の情報を分析いたしまして、中長期的な施設保全システムのシミュレーションですね、ライフサイクルコストのシミュレーションということも、システムの機能的に可能となってまいりますので、そういったところで、先ほ

ど委員から御指摘のありました改修や維持保全に係る経費の集中化というものも、一定防げるようになってくるのかなというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 債務負担行為につきましては、現時点では、いわゆる将来負担、財政的な負担というところでは、重要なところだと思っております。ただ、財政指標面で見ると、債務負担行為を使った指標というのは、ちょっと今時点ではなくて、委員が御承知のとおり、健全化判断比率の中で将来負担比率、この中でも一定の債務負担行為の数字は使うんですけども、全てが使うわけではなくて、完成した建物についての将来負担の債務負担行為だけの数字だけを使っているの、今、用地・施設マネジメント担当課長が申し上げたとおり、今回つくるシステムですね、そちらのほうで中長期な面からコストの平準化とかシミュレーションができるようなシステムの活用というのを検討していきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 でも、債務負担行為自体が結構多いなというふうに毎年度感じますし、一応、総合戦略の中でも、このぐらいの更新をしていきたいという話をしていますけれども、今、工事費がどんどん上がっていたりとか、それから金利も上がったとかいう中で、リアルタイムで、これで、債務負担行為も含めた工事費を管理できると、ちょっとは見通しが立ちやすいし、全庁でそれを共有すれば、もちろん、老朽化している施設は更新すべきだというふうに思うんですけども、こういう状況の中で更新しなければならないんだということを自覚的になるというふうに思いますので、また、地域的なバランス等も把握できるようになると思いますので、ぜひ、このシステム自体には期待をしているんですけども、それが使えるものになるのかとか、その債務負担行為を入れるか入れないか問題も含めて、今、入っていないのであれば、契約がアジャイルでないと、契約期間中、7年間だけ——が、そのシステムはそのまま使わなきゃいけなくなっちゃうわけですね。そういったところも含めて、令和13年までということになりますので、その辺も考えた契約に本当はしていただきたかったなというふうに思ったりもしています。というのがあります。

とにかく期待をしているので、ぜひ、こちらを活用して、新しい公共施設マネジメントができるようにというふうにとりうに期待しております。

次に、湯島総合センターについて、お伺いしたいと思います。

湯島総合センターについては、2月定例議会でもかなりお話をいただいているのですよね。その後、整備方針のほうがまとめられて、これまでの取組というのが、一応、検討結果、

区民の方にお知らせをされたということでもあります。

まだ、私のほうでも、昨年の一般質問で、図書館の管理という、指定管理者の問題と併せて、どういう運営管理をされるのかとか、建設に当たっての設計とかをされるのかということをお話を聞かせていただいております。どういう形かというのは、具体的には決まっていないけれども、DBOぽい統括的マネジメントみたいなものを今、検討しているというところまでは、2月定例議会のやり取りで分かりましたし、この整備方針からも読み取れます。

図書館だけの話であれば、確かに、これまでも勤労福祉会館の中と本駒込図書館と幼稚園とか、今、汐見地域センターと本郷図書館とか、複合施設はないわけではなかったんですけども、湯島総合センター、これから造る小石川図書館も複合施設とはいえ、そこまで多くはないんですけども、3つぐらいの予定なので、湯島総合センターは、それとは全然違う、かなりの数の複合施設なので、非常に複雑なマネジメントが必要になってくるというのは理解しています。

そういった中で、やっぱり見通しがあまりにも立ってなくて、この間、半年ぐらい、どういう進捗で今、動いているのかというのを、ぜひリアルタイムで確認をしたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 湯島総合センターに関する本年度の事業進捗というところでございます。

先ほど委員からお話がありましたとおり、昨年度、整備方針を策定いたしまして、その整備方針を基にいたしました施設計画を具体的にしております。こういった機能を導入したいということで示させていただいたんですけども、そちらが実際に建物に入れていったときに、こういった形になるのかというのを、ちょっと現実的に具体化していくため、各所管部署とも話をしながら進めているというところでございます。

あわせて、整備方針にもお示しいたしましたとおり、新たな湯島総合センターにつきましては、シビックセンターに次ぐような大規模な複合施設となることが予定されておりますので、施設一体的に運営されるための事業手法が必要であるということで、この半年間、研究をしてきているところでございます。

統括マネジメントを行うための事業手法、先ほどDBOぽい手法というようなことでもお話をいただきましたけれども、いろいろあるんですね。その中で、本プロジェクトに合った事業手法はどういったものがあるのかといったところを検討しております。

具体的には、先ほど申し上げましたとおり、関係課との密な協議もありますし、他自治体への視察だとか、あと民間事業者へのサウンディング調査も今、同時並行的にかけているところです。結局、区のほうで思い描いたところと、民間事業者で現実的にできるのかできないのかというようなところは、そこ乖離してしまいますとよろしくありませんので、そういったところを同時並行的に進めながら、事業手法を固めまして、今後の議会の中で御報告をできればというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。ここまでということが分かりましたので、では今後、この委員会で御報告いただけるものと思ひまして、今日はこのぐらいにしておきたいと思ひます。ありがとうございました。

○板倉委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

---

○板倉委員長 続きまして、その他といたしましては、委員会記録については、委員長に御一任いただきたいと思いますと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○板倉委員長 次に、令和7年11月定例議会の資料要求についてですが、10月24日、金曜日を締切りとさせていただきます。

---

○板倉委員長 以上で、自治制度・地域振興調査特別委員会を閉会いたします。

午後 2時10分 閉会